

国内外旅行者のためのわかりやすい  
案内サイン標準化指針

歩行者編



平成 27 年 2 月





## はじめに

2013年、東京を訪れた観光客は外国人旅行者数が約681万人（対前年比22.5%増）、日本人旅行者数は約5億600万人（同7.8%増）となり、ともに過去最高を記録しました。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定するとともに、日本の伝統的な食文化「和食」がユネスコ世界無形文化遺産に登録されるなど、今後、ますます外国人旅行者が増加すると見込まれています。

東京は、江戸開府以来400年にわたり連綿と受け継いだ伝統・文化と最先端のテクノロジーが融合しつつ共存する魅力に溢れた都市であり、こうした東京の魅力をより深く味わうため、まち歩きを楽しむ個人旅行者が一層増加すると考えられます。

都は、外国人旅行者や障害者、高齢者がひとりでまち歩きが楽しめるよう、統一的な案内サインの普及を目指し、平成20年2月に「国内外旅行者のためのわかりやすい歩行者用案内サイン標準化指針」及び「鉄道用案内サイン標準化指針」を策定し、区市町村や事業者の皆様が取組を支援してきました。

指針策定から7年が経過し、指針の趣旨を踏まえた案内サインの整備が進められてきたところですが、今後ますます増加する外国人旅行者が、観光地や宿泊施設等あらゆる場面で、よりわかりやすく統一されたサインにより東京の観光を楽しめるよう、標準化指針の改定が必要になってきました。

そこで、観光庁が策定した「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）等を踏まえ、多言語対応の改善・強化を図るとともに、外国人旅行者のニーズが高い美術館・博物館、自然公園、宿泊施設・飲食店・観光地等を新たに対象に加え、標準化指針を改定することとしました。

それぞれの指針においては、区市町村や事業者の皆様が多言語対応を考える際の参考になるよう、多言語対応の視点に対する記述を強化し、工夫して実施された多言語対応事例を紹介するとともに、それぞれの分野で必要と思われる対訳表の整備などを行っています。

本指針に基づき各自治体や事業者の皆様が取組みを進めることにより、東京を訪れる外国人旅行者の円滑な移動や快適な滞在を実現し、ホスピタリティあふれるまちづくりが一層推進されることを期待します。

平成27年2月

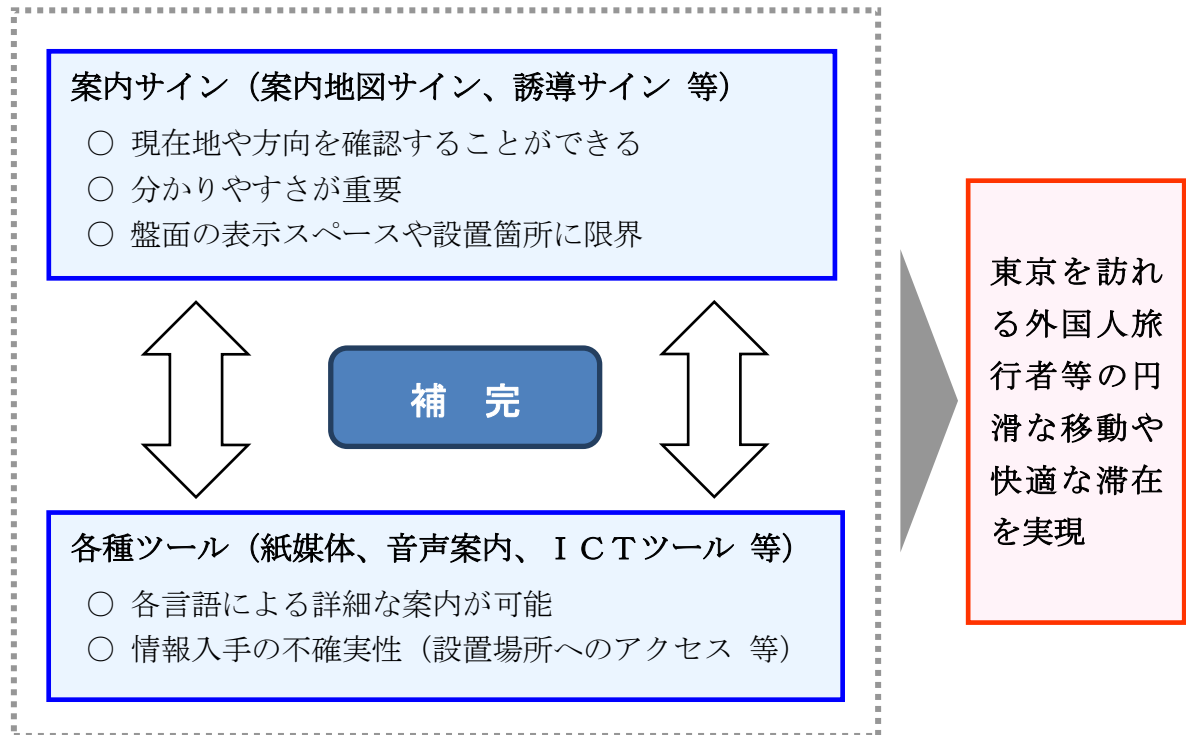
東京都産業労働局観光部



## 標準化指針の基本理念

### (1) 標準化指針が目指すもの

東京を訪れる外国人旅行者等が、安心して交通機関を利用し、迷うことなくまちをひとり歩きして観光を楽しむことができるよう、わかりやすい案内サインの整備を推進するとともに、各種ツールにより補完することにより、必要な情報を提供していく。



## (2) 多言語対応の考え方

標準化指針「歩行者編」、「鉄道等編」、「観光施設・宿泊施設・飲食店編」の3編に共通する多言語対応の基本的な考え方は以下のとおりである。

### 【多言語対応の基本的な考え方】

- 日本語・英語の2言語を基本とし、ピクトグラムを効果的に活用する。
- 地域や施設の特性及び視認性などを考慮し、必要に応じて中国語・韓国語、更にはその他の言語も含めて多言語化を実現する。
- 中国語については、簡体字の使用を基本とし、地域や施設の状況等により、繁体字を使用する。

上記を踏まえ、表示面に制約のある「案内サイン」については、以下の考え方を基本とする。

### 【案内サインにおける多言語対応の考え方】

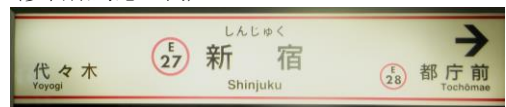
固有名詞（地名、駅名、施設名 等）

#### 基本ルール

- ・ 日本語の読み方を各言語で表現  
(中国語は、日本の漢字を中国語の漢字へ変換)

日本語、英語の2言語を基本とする。  
その他の言語を記載する場合は、視認性に配慮する。

(多言語対応の例)



普通名詞（設備の名称 等）  
文章による説明、注意事項 等

#### 基本ルール

- ・ 各言語に翻訳

日本語、英語の2言語を基本とする。  
地域や施設の特性をふまえ、必要性が高いものや重要な情報については、視認性を考慮の上、中国語・韓国語等もあわせて記載することが望ましい。

(多言語対応の例)



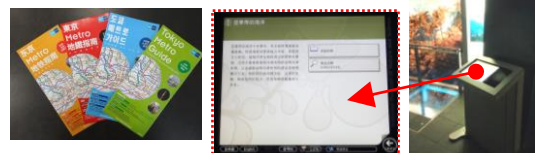
※ 固有名詞、普通名詞の翻訳の例については、  
次頁参照

表示面の制約が比較的少ない「各種ツール」については、以下の考え方を基本とする。

### 【各種ツールにおける多言語対応の考え方】

- ・ 紙媒体  
(パンフレット、チラシ、メニュー 等)
- ・ 音声案内 (音声ガイド、館内放送 等)
- ・ ICTツール  
(デジタルサイネージ、アプリ、  
タブレット端末、キオスク端末 等)
- ・ ホームページ 等

日本語、英語の2言語を基本とする。  
地域や施設の特性及び視認性などを考慮し、必要に応じて中国語・韓国語、更にはその他の言語も含めて多言語化を検討する。



パンフレットを見ながら移動する外国人旅行者が案内サインと照らし合わせて分かりやすく移動ができるようにするなど、案内サインと各種ツールの整合性についても留意するものとする。

具体的には、案内サインの多言語表記が英語のみの場合は、英語以外の言語で作成するパンフレットに記載する固有名詞等について、案内サインの表記と同一の英語もしくは日本語を併記することが望ましい。

多言語対応に当たっては、これらの考え方を基本として、情報を活用する外国人の目線に立ち、必要な情報を分かりやすく提供していくことが重要である。

[参考：固有名詞、普通名詞の翻訳の例]

■固有名詞の例 → 日本語の読み方を各言語で表現 (中国語は、日本の漢字を中国語の漢字へ変換)

日本語	英語	韓国語	中国語(簡体字)	中国語(繁体字)
東京	Tokyo	도쿄 (「トキョ」と発音)	东京	東京
新宿	Shinjuku	신주쿠 (「シンジユク」と発音)	新宿	新宿
御茶ノ水	Ochanomizu	오차노미즈 (「オチャノミズ」と発音)	御茶之水	御茶之水

■普通名詞の例 → 各言語に翻訳

日本語	英語	韓国語	中国語(簡体字)	中国語(繁体字)
空港	Airport	공항 (「ゴンハン」と発音)	机场	機場
バスのりば	Bus Stop	버스 타는 곳 (「バスタヌンコツ」と発音)	公共汽车站	巴士搭車處
案内所	Information	안내소 (「アンネソ」と発音)	问讯处	資訊處

# 目次

## I. 基本的な考え方

I-1	外国人旅行者の動向	1
I-2	標準化指針の適用範囲	3
I-3	歩行者用案内サイン整備における課題と対応方針	5
(1)	標準化指針策定時の課題に対する対応状況	5
(2)	現状の課題	8
(3)	歩行者用案内サイン標準化に向けた視点と対応方針	11

## II. 整備にあたっての基本的事項

II-1	観光案内サインの整備	15
(1)	本体の表現様式	15
(2)	表記方法	18
(3)	掲載内容	47
(4)	景観への配慮	56
II-2	誘導サインの整備	58
(1)	本体の表現様式	58
(2)	表記方法	59
(3)	掲載内容	59
(4)	景観への配慮	60



Ⅱ-3	設置場所	61
Ⅱ-4	維持管理上の留意点	63
	(1) サインの一元的な管理	63
	(2) 維持管理内容	64
	(3) 広告の活用	65
Ⅱ-5	案内サインを補完する情報提供	66
Ⅱ-6	非常時の対応	67

## 【資料編】

資料1	： 関連法規等一覧	69
資料2	： ピクトグラム等一覧	70

# I. 基本的な考え方

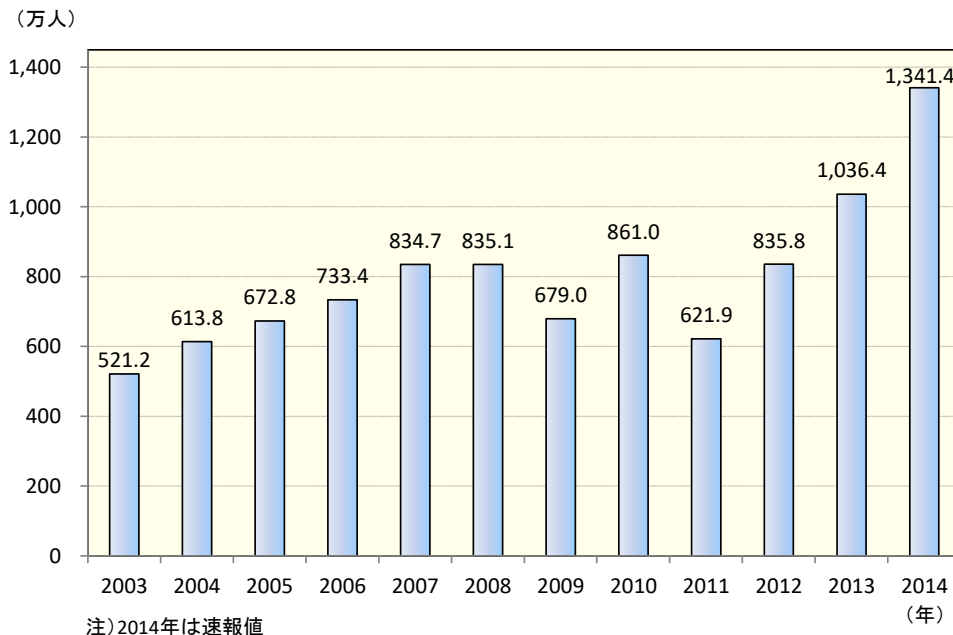
## 1. 外国人旅行者の動向

我が国を訪れる外国人旅行者数は、2013年に初めて1,000万人を突破し、2014年には前年比29.4%増の1,341万人<sup>\*1</sup>を数えるなど（図表1）、増加傾向にある。

観光立国推進閣僚会議は、2014年1月、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催を追い風として、更なる観光立国の推進を図るべく、2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2,000万人の高みを目指すことを掲げており、今後取組みが進められることで、ますます訪日外国人旅行者が増加することが期待される。

東京都内に目を向けると、2013年の訪都外国人旅行者数は、前年比22.5%増の約681万人<sup>\*2</sup>に達し、訪日外国人旅行者数と同様に過去最多となっており、増加傾向を示している。訪都外国人旅行者の旅行形態をみると、平成25年度は、旅行代理店を通じた手配を含む「個人旅行」の割合が約7割<sup>\*3</sup>と高くなっており、外国人旅行者は自ら公共交通機関や道路、観光地などのサインを頼りに移動することが想定される。

外国人旅行者の更なる増加が見込まれる中、外国人旅行者の利用に配慮した案内サインの充実が求められている。



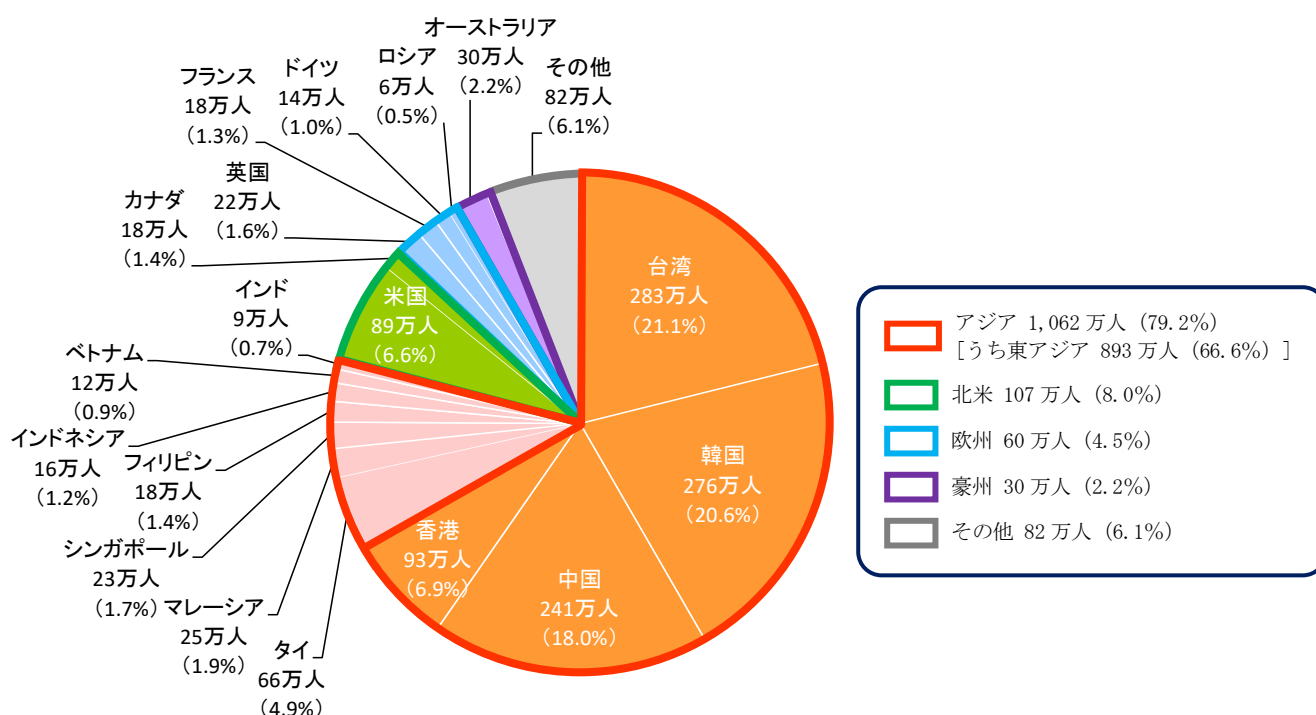
図表1 訪日外国人旅行者数の推移

参考資料：平成26年版 観光白書（国土交通省 観光庁）  
日本政府観光局（JNTO）

2014年の訪日外国人旅行者の状況を見ると、台湾からの旅行者が最も多く(約283万人)、次いで韓国(約276万人)、中国(約241万人)、香港(約93万人)、アメリカ(約89万人)となっており(図表2)、特に、中国や台湾からの旅行者数が大きな伸びを示している※1。

また、東南アジア向けの査証(ビザ)の発給要件の緩和等により、タイ、フィリピン、マレーシア等からの旅行者が大きく増加している※1。

案内サインの多言語化にあたっては、外国人旅行者の状況を鑑み、多くの国や国際機関等で使用されている英語と、中国語、韓国語等に配慮した整備が求められる。



図表2 訪日外国人旅行者の内訳(2014年)

参考資料：日本政府観光局(JNTO)資料より作成

※1 平成27年1月20日、日本政府観光局(JNTO)報道発表資料(速報値)  
 ※2 平成25年訪都旅行者数等の実態調査結果(東京都産業労働局観光部)  
 ※3 平成25年度国別外国人旅行者行動特性調査(東京都産業労働局観光部)

## 2. 標準化指針の適用範囲

歩行者用の一般的なサインは、「案内地図サイン」、「誘導サイン」、「位置サイン」、「規制サイン」、「説明サイン」に分類することができる。

歩行者編では、「案内地図サイン」のうち、旅行者等がまち歩きの際に利用する「観光案内サイン」及び、「誘導サイン」を対象とする。ただし、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（以下「標識令」とする。）に基づき設置される道路標識は対象外とする。

図表3 一般的なサインの種類と設置目的

分類	設置例	設置目的
①案内地図サイン		地図等を活用して現在地や施設等の位置情報等を提供するためのサイン。
②誘導サイン		矢印等により、観光地や施設の方向、距離等の情報を示すためのサイン。
③位置サイン		名称やピクトグラムにより施設等の位置を告知するためのサイン。
④規制サイン		歩行者等の行動を規制するサイン。
⑤説明サイン		施設等の内容を説明するサイン。

<本指針の対象>

案内地図サインのうち、旅行者等がまち歩きの際に利用するもの（観光案内サイン）



誘導サイン



<本指針の対象外>

標識令に基づき設置されるサイン類



### 3. 歩行者用案内サイン整備における課題と対応方針

#### (1) 標準化指針策定時の課題に対する対応状況

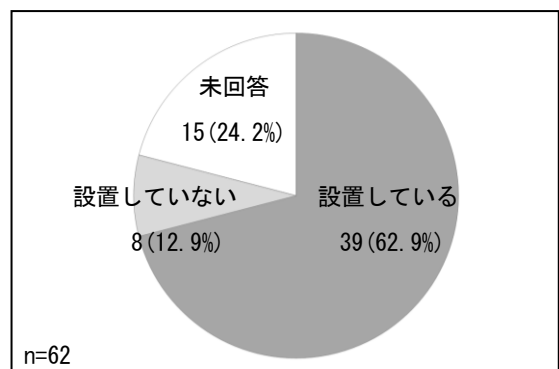
標準化指針策定時（平成20年2月）において挙げられた、歩行者用案内サイン標準化にあたっての4つの留意点について、現在の対応状況を示す。

（平成26年7月 歩行者用案内サインに関する都内62区市町村調査結果より）

留意点1：案内サインのある場所をみつけやすくする

⇒対応：離れた位置でも「**i**マーク」が目立つように表示する。

観光案内サインに対する「**i**マーク」の設置状況は、平成19年7月の15区市町村に対して、39区市町村に増加している。

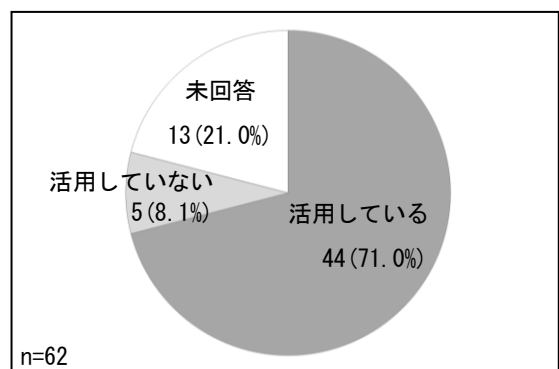


図表4 「i マーク」の設置状況

留意点2：外国人旅行者がまち歩きに必要な情報を容易に理解できるようにする

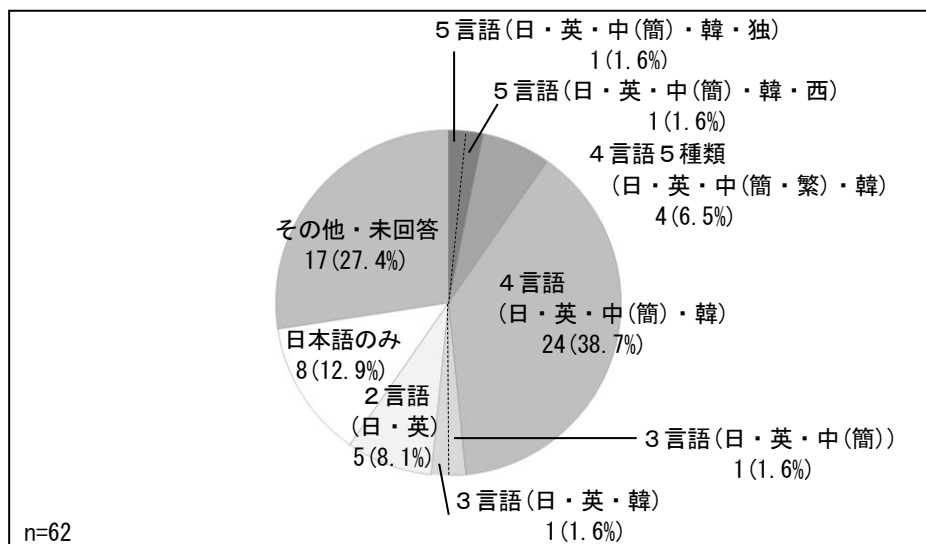
⇒対応：日本語がわからない外国人旅行者でも、必要な情報を容易に理解できるようにピクトグラムや多言語表記を活用する。

ピクトグラムの活用状況は、平成19年7月の21区市町村に対して、44区市町村と大きく増加している。



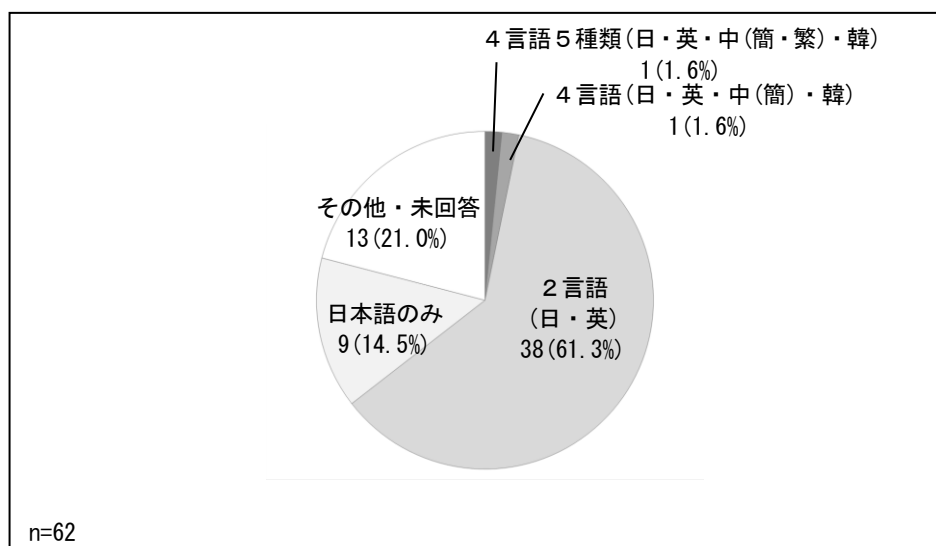
図表5 ピクトグラムの活用状況

また、観光案内サインの多言語表記について、凡例は、約半数の区市町村で4言語以上（日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語等）であり、日本語のみの区市町村は1割程度であった。



図表6 多言語表記の活用状況（凡例）

地図面については、6割程度の区市町村で日本語及び英語の2言語で表記しており、一部の区市町村では、主要施設のみ中国語（簡体字、繁体字）や韓国語を掲載していた。



図表7 多言語表記の活用状況（地図面）

※図表6及び図表7について、区市町村で設置している観光案内サインのうち一部のもののみ多言語表記している場合も含む。

留意点3：高齢者や障害者でも安心して利用できるようにする

⇒対応：誰にとってもわかりやすい案内サインとするために、文字の大きさ、色づかいや構造に配慮するとともに、バリアフリー設備・経路等を表示する。

回答のあったほとんどの区市町村で、標準化指針に示された目安以上の文字の大きさを採用しているほか、28区市町村がバリアフリー設備を掲載、7区市町村がバリアフリー経路を掲載しているなど、標準化指針が浸透してきていると考えられる。



図表8 バリアフリー設備・経路の表示例

留意点4：街並みや周囲の景観との調和を図る

⇒対応：地域や周囲の景観に配慮した色彩・デザインを基調とする。

設置者間で案内サインの整理統合の調整を行い、案内サインの重複や設置数の増加による景観阻害を防止する。

一部の自治体では、近接した場所にある情報内容の類似したサイン類の整理・統合を実施している。

また、張り紙・落書き防止機能を備えた盤面シートの浸透により、景観阻害の要因である張り紙・落書きが減少している。



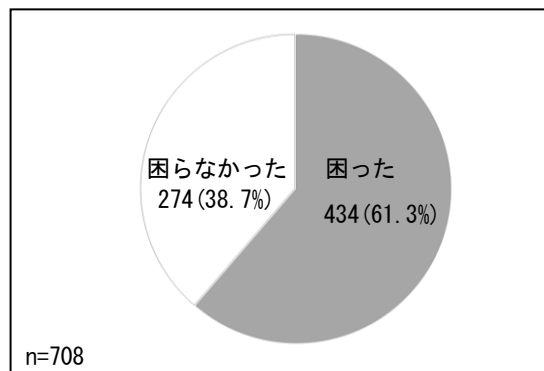
## (2) 現状の課題

標準化指針策定時に掲げた4つの留意点に対する対応は一定程度進んできていると考えられるが、今回実施した訪都外国人への多言語対応に関するWeb調査及び都内区市町村調査等の結果、以下のような課題が浮かび上がった。

### ①訪都外国人へのWeb調査結果

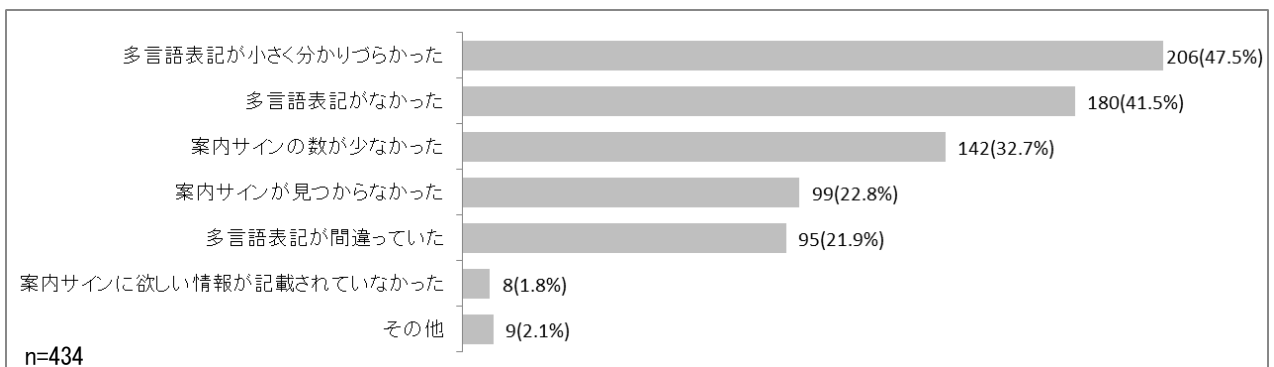
訪都外国人へのWeb調査の結果では、「案内サインを利用して観光・移動した際に困ったことがあったか」という問いに対し、約6割が困ったことが「あった」と回答した。

困った理由（複数回答）としては、「多言語表記が小さく分かりづらかった（47.5%）」が最も多く、次いで「多言語表記がなかった（41.5%）」、「案内サインの数が少なかった（32.7%）」、「案内サインが見つからなかった（22.8%）」、「多言語表記が間違っていた（21.9%）」等の回答が寄せられた。



図表9 案内サインを利用して観光・移動した際に困ったことがあったか

出典：訪都外国人への多言語対応に関するWeb調査（東京都産業労働局観光部）

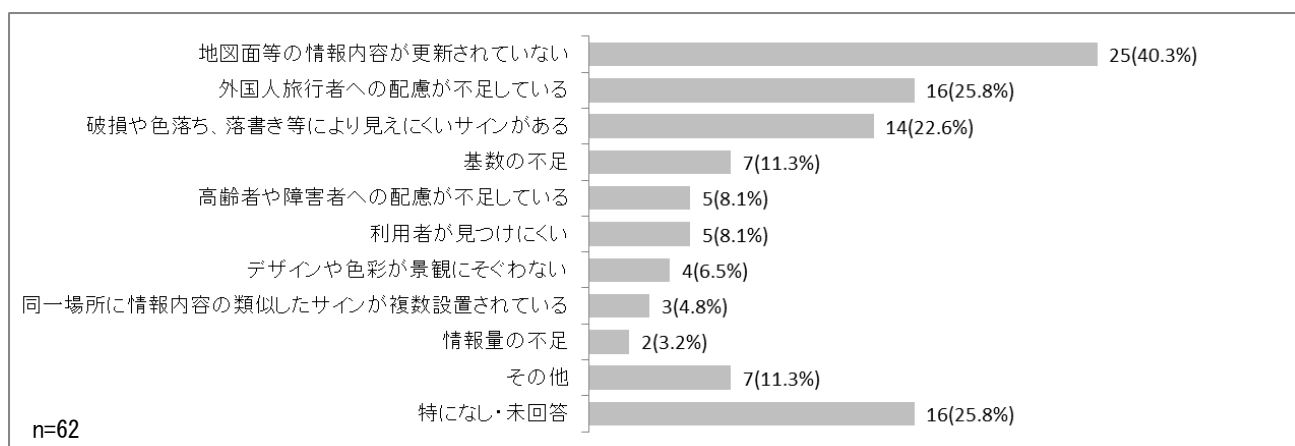


図表10 案内サインを利用して観光・移動した際に困った理由

出典：訪都外国人への多言語対応に関するWeb調査（東京都産業労働局観光部）

## ②区市町村調査結果

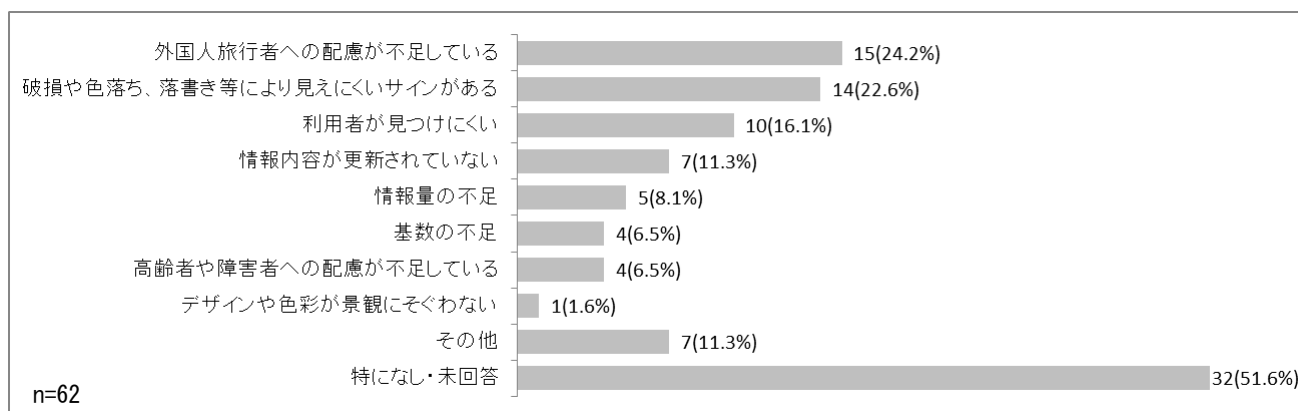
都内62区市町村へ実施した調査結果では、「観光案内サインについて課題と感じていること」という問い（複数回答）に対しては、「地図面の情報内容が更新されていない（40.3%）」が最も多く、次いで「外国人旅行者への配慮が不足している（25.8%）」（日本語表記のみ、日本語及び英語のみの表記、英語表記の不統一等）、「破損や色落ち、落書き等により見えにくいサインがある（22.6%）」等の回答が寄せられた。



図表 11 観光案内サインに対する課題

出典：歩行者用案内サインに関する調査（東京都産業労働局観光部）

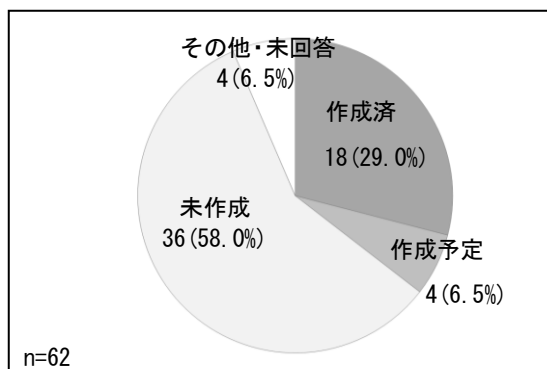
また、「誘導サインについて課題と感じていること」という問い（複数回答）に対しては、「外国人旅行者への配慮が不足している（24.2%）」（日本語のみ、日本語及び英語のみの表記等）が最も多く、次いで「破損や色落ち、落書き等により見えにくいサインがある（22.6%）」等の回答が寄せられた。



図表 12 誘導サインに対する課題

出典：歩行者用案内サインに関する調査（東京都産業労働局観光部）

観光案内サインの維持管理状況について、「管理台帳を作成しているか」という問いに対し、22（35.5%）の区市町村が作成済み又は作成予定との回答であったが、36（58.0%）の区市町村については未作成であった。

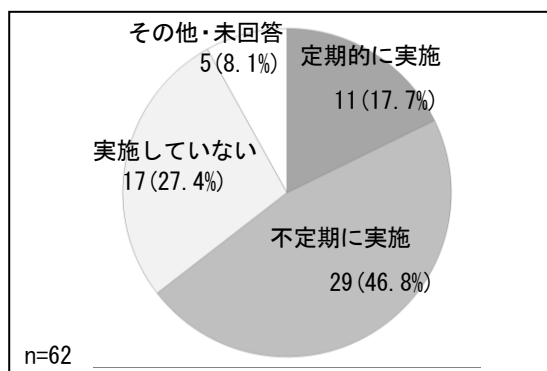


図表 13 観光案内サインの管理台帳の作成状況

出典：歩行者用案内サインに関する調査（東京都産業労働局観光部）

また、観光案内サインの点検の頻度を聞いたところ、40の区市町村が点検を実施しているものの、定期的を実施しているのは11区市町村のみであった。

点検内容の多くは、目視による破損・劣化・汚れ・落書きの有無等の点検であった。



図表 14 観光案内サインの点検の頻度

出典：歩行者用案内サインに関する調査（東京都産業労働局観光部）

### (3) 歩行者用案内サイン標準化に向けた視点と対応方針

(2) で整理した課題をもとに、歩行者用案内サイン整備の更なる推進に向けた標準化の視点と対応方針を示す。

#### ①必要な場所へ分かりやすく設置

- これまでも、サインの整備は進められてきたものの、訪都外国人を対象とした調査結果では、「サインの数が少ない」「サインが見つからない」等の意見が挙げられている。
- また、区市町村調査からも「一部見つけにくい場所にサインが設置されている」等の意見が見受けられた。

- 今後も、観光の視点やまち歩きを楽しむ外国人の視点を考慮した上で、観光案内サインや誘導サインの不足しているポイントを把握し、整備をすすめていく。
- また、都内で浸透してきた「**i**マーク」について、引き続き設置を推進する。



図表 15 都内の旅客施設や観光地でも浸透してきた**i**マーク

## ②視認性を確保した上での多言語表記の推進

○案内サイン標準化指針に基づいたサインの整備推進により、多言語表記については一定程度進んでいると考えられる一方、表記が日本語のみのサインも見受けられ、また訪都外国人を対象とした調査結果でも多言語表記の不足が挙げられている。

→ただし、「外国語表記が小さく分かりづらかった」との意見も多いため、多言語化の推進にあたっては、必要な情報を取捨選択し、視認性を確保しながら行っていく必要がある。



図表 16 日本語のみの誘導サイン

### ③表記内容の連続性・統一性の確保

○施設名等の固有名詞等について、サインによって訳が異なったり、英語表記とローマ字表記が混在しているもの等が見受けられる。

→外国人旅行者が迷うことなく目的地に辿り着くためには、固有名詞等の多言語表記の統一性・連続性の確保が求められるため、区市町村や公共交通機関、各施設管理者等で表記が異ならないよう、ルールや対訳の整備により、統一を図っていく必要がある。



図表 17 同一施設名の英語表記が異なっている事例

#### ④適切な更新・管理

- 区市町村調査結果では、管理台帳を作成していなかったり、点検を定期的に行っていない区市町村が多く見受けられた。
- また、観光案内サインの維持管理における課題として、「掲載施設の維持管理者が明確になっていない」「掲載施設の移転・名称変更・新設等に関する情報収集方法がルール化されていない」等が挙げられている。

→各区市町村で点検・更新に関するルールを定め、定期的に取り組みを推進することで、正しい情報を見やすく提供していく。



図表 18 張り紙や劣化で情報が見にくい案内サイン

## II. 整備にあたっての基本的事項

### 1. 観光案内サインの整備

#### (1) 本体の表現様式

##### ①標準的なデザイン

観光案内サインの色彩や形状は、地域特性を踏まえつつ、統一感のあるものとする  
ことが望ましい。

標準的なデザインの例を以下に示す。

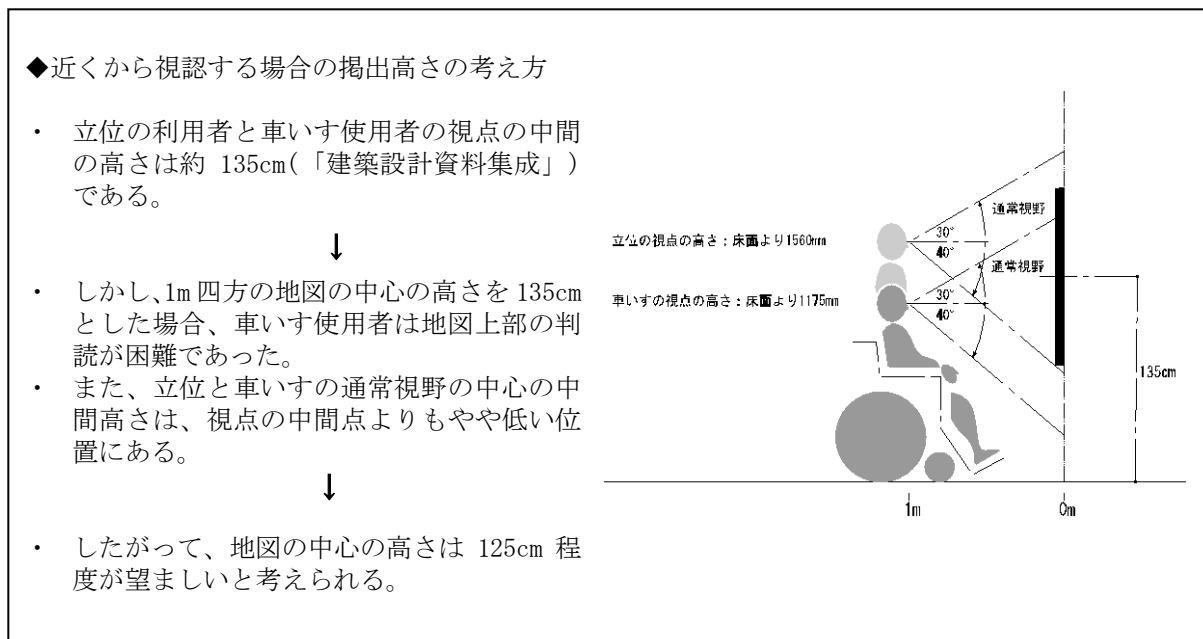


図表 19 標準的なデザインの例



## ② 掲示の高さ

車いす使用者と立位の利用者の双方が見やすいよう、地図面の中心高さを125cm程度に設定することが望ましい。

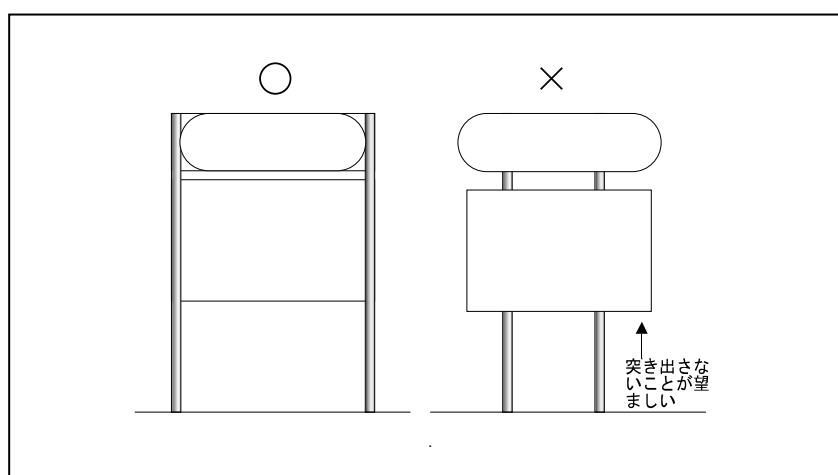


図表 20 近くから視認する場合の掲出高さの考え方

参考資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン（増補改訂版）  
（平成 23 年 8 月、財団法人 国土技術研究センター）  
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
（平成 25 年 10 月、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）

## ③ 支柱の位置

観光案内サインを支える支柱の位置は、視覚障害者の案内板への衝突を防止するため、案内板の両端に設置することが望ましい。



図表 21 支柱設置の考え方

参考資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン（増補改訂版）  
（平成 23 年 8 月、財団法人 国土技術研究センター）

#### ④盤面素材

表示内容が見やすい材質とし、張り紙や落書きができない素材とする。

#### ⑤色彩

支柱や標識裏面等の基調色は、地域の良好な景観を確保する観点から、周囲の街並みと調和する落ち着いた色とする。

#### ⑥見つけやすさの工夫

観光案内サインには、歩行者の視認性に配慮し、**i**マークを表示するものとする。

「**i**マーク」は、“information”の頭文字をもとにした案内や情報提供を表すピクトグラムであり、世界各国で利用されている。観光案内サインの設置にあたっては、遠方や道路の反対側からでも案内サインの位置が認識できるように、支柱の上部などに、情報表示面と垂直に設置することが望ましい。なお、道路付属物に隠れないよう注意が必要である。

また、標識の裏面にも「**i**マーク」を表示すると、道路の反対側からも案内サインが見つけやすくなる。



図表 22 **i**マークを情報表示面と垂直に設置



図表 23 **i**マークを標識の裏面に表示

## (2) 表記方法

### ①言語数の考え方

観光案内サインにおける言語数（地図面、凡例）の考え方については、以下の通りとする。

#### ○ 地図面

日本語・英語の2言語を基本とする。地域の状況等に応じ、その他の言語を記載する場合は、主要な施設名称に限る等、歩行者の視認性に配慮する。

#### ○ 凡例

4言語（日本語・英語・中国語・韓国語）を基本とし、地域の状況等に応じてその他の言語の使用を検討する。

中国語については、簡体字の使用を基本とし、地域の状況等により繁体字を使用する。

### ②日本語の表記方法

日本語の表記方法は、「観光活性化標識ガイドライン」に準ずるものとする。

図表24 日本語表記の基準

表記の基準	表記の例
原則として国文法、現代仮名遣いによる表記を行う。ただし、固有名詞においてはこの限りではない。	
正式名称の他に通称がある施設名は地域において統一した名称を使用する。	
表示面の繁雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略できる部分を省略する。	東京都立日比谷公園 ⇒ 日比谷公園
アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いても良い。	東日本旅客鉄道㈱ ⇒ JR東日本
数字の表記は、原則として算用数字を用いる。ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りでない。また○丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する。	標識設置年月 2015年2月 一番町二丁目
地名、歴史上の人名等読みにくい漢字には、ふりがなを付記する等配慮する。	
紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号も付記する。	2015年 2015年(平成27年)

参考資料：観光活性化標識ガイドライン（平成17年6月、国土交通省 総合政策局）

### ③外国語の表記方法

外国語の表記方法は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成26年3月、観光庁）」等をふまえ、以下のとおりとする。なお、施設管理者等が既に外国語表記を規定している場合は、施設管理者等の考え方を優先する。

※ 都内の主要観光スポット等については、別冊「東京都版対訳表」（4言語5種類）を参照のこと。

#### ア. 英語

##### 【A. 一般的留意事項】

##### a) 固有名詞

原則としてローマ字により発音どおりに表記する。

※地名等について、「東、西、南、北、上、中、下、新」等の接頭語が固有名詞の前につく場合、次に続く固有名詞の間に「-（ハイフン）」を入れることができる。ただし、一体の固有名詞と考えられるものについては、「-（ハイフン）」で結ばない。

[例]

- ・西新宿： Nishi-Shinjuku
- ・上石神井： Kami-Shakujii
- ・新川： Shinkawa

なお、外国由来の原語部分は、ローマ字ではなく、英語表記とする。

[例]

- ・東京タワー： Tokyo Tower
- ・日経ホール： Nikkei Hall
- ・テレコムセンター： Telecom Center

##### b) 普通名詞

原則として英語訳を表記する。

※日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合は、発音どおりにローマ字表記し、後ろに英訳や英語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記する。ただし、日本語の読み方が既に広く認識されている場合は、英訳等を必要としない。

※表音をローマ字表記する際は、必要に応じてイタリックで表記することができる。

[例]

- ・祭り： *Matsuri* (Festival)
- ・居酒屋： *Izakaya* (Japanese-style pub)
- ・寿司： *Sushi*

### c) 普通名詞部分を含む固有名詞

原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記する（普通名詞部分の頭文字も大文字とする）。

ただし、普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさない場合や、普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体のローマ字表記の後に普通名詞部分を英語で表記する（具体的な記載例は、【B. 施設名等の表記方法】参照）。

### d) ローマ字表記の方法

下記に示すヘボン式ローマ字を用いる。

図表 25 ヘボン式ローマ字のつづり方

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	—	ゆ	—	よ	ya	—	yu	—	yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	—	—	—	—	wa	—	—	—	—
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

#### 備考

##### (i) 長音

長音は母音字の上に「ー」（長音符号）をつけて表すことができる。なお、「<sup>^</sup>」「h」は基本的には用いない。長音が大文字の場合は母音字を並べることができる。

##### (ii) はねる音

はねる音「ン」は n で表す。なお、m、b、p の前では m を用いることができる。

(iii) つまる音

つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表すが、次に **ch** がつづく場合には **c** を重ねずに **t** を用いる。

(iv) 大文字

文の書きはじめ並びに固有名詞は語頭を大文字で書く。

なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書くこともできる。

(v) ハイフン

はねる音を表す **n** と次にくる母音字又は **y** とを切り離す必要がある場合には、**n** の次に「-」（ハイフン）を入れる。

意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞や **o** が重なる場合等は、その間に「-」（ハイフン）を入れることができる。

(vi) その他

特殊音の書き表し方は自由とする。

## e) 括弧を使用する場合の記載方法

括弧（ ）で括った表記を加える場合は、括弧の前に半角スペースを入れる。文章の中で使用する場合は、括弧の後にも半角スペースを入れるが、「.」、「,」の前には半角スペースを入れない。

## 【B. 施設名等の表記方法】

### a) 一般施設

原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記する（普通名詞部分の頭文字も大文字とする）。

[例]

- ・ 中野警察署： Nakano Police Station (×Nakano Police Sta.)
- ・ 四谷消防署： Yotsuya Fire Station (×Yotsuya Fire Sta.)
- ※「Sta.」は、駅の英訳としての「Station」の略語のため、警察署や消防署など駅以外の用途では使用しない。
- ・ 豊島区役所： Toshima City Office
- ・ 調布市役所： Chofu City Hall
- ・ 日比谷公園： Hibiya Park
- ・ 羽田空港： Haneda Airport

※普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合は、全体のローマ字表記の後に普通名詞部分を英語で表記する。

[例]

- ・ 六義園： Rikugien Gardens

※ローマ字表記した施設名について、意味を補足したほうが分かりやすい場合は、ローマ字の後に英語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記する。

[例]

- ・ としまえん： Toshimaen (Amusement Park)

## b) 橋梁

- (i) 原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、「Bridge」をつけて表記する。

[例]

- ・永代橋： Eitai Bridge
- ・言問橋： Kototoi Bridge
- ・清洲橋： Kiyosu Bridge

- (ii) 以下のように固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができない場合は、普通名詞部分を含めてローマ字で表記し、「Bridge」をつけて表記する。

- i) 地名（住所、駅名等）と同じ名称のもの

[例]

- ・飯田橋： Iidabashi Bridge
- ・吾妻橋： Azumabashi Bridge

- ii) 慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断できるもの

[例]

- ・高橋： Takabashi Bridge
- ・新大橋： Shin-ohashi Bridge
- ・一之橋： Ichinohashi Bridge

## c) 道路

道路の名称の～通り、～街道、～道路等については、固有名詞の一部として扱い、ローマ字により発音どおりに表記し、「国道、都道、区道等（幹線道路や多車線道路等）」を「通称名+Ave.」、「区道等（生活道路や単車線道路等）」を「通称名+St.」と表記する。

[例]

- ・明治通り： Meiji-dori Ave.
- ・並木通り： Namiki-dori St.
- ・環八通り： Kanpachi-dori Ave.
- ・産業道路： Sangyo-doro Ave.
- ・水戸街道： Mito-kaido Ave.

※途中で道路管理者が変わる場合は、上位道路の英語表記を使用する。

※同じ通称名の区道等であれば、2つ以上の区等にまたがった場合や道路幅が途中で狭くなった場合でも同じ英語表記とする。

#### d) 寺社

寺、神社等の名称の～寺、～神社、～神宮、～宮等については、固有名詞の一部として扱い、ローマ字表記の後に「Temple」「Shrine」を表記する。

[例]

- ・浅草寺： Sensoji Temple
- ・根津神社： Nezu-jinja Shrine
- ・水天宮： Suitengu Shrine

#### e) 河川

(i) 原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、「River」をつけて表記する。

[例]

- ・隅田川： Sumida River
- ・多摩川： Tama River

(ii) 以下のように固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができない場合は、普通名詞部分を含めてローマ字で表記し、「River」をつける。

i) 地名（住所、駅名等）と同じ名称のもの

[例]

- ・荒川： Arakawa River
- ・江戸川： Edogawa River
- ・秋川： Akigawa River

ii) 慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断できるもの

[例]

- ・内川： Uchikawa River
- ・野川： Nogawa River

iii) 固有名詞部分の最後に助字を使っている場合、又は読みに助字がある場合

[例]

- ・江の川： Gonokawa River
- ・湯川（ゆのかわ）： Yunokawa River

iv) ～川以外のもの（谷、沢等）

[例]

- ・セト沢： Setosawa River



## f) 山

- (i) ～山、～岳については、原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、冒頭に「Mt.」をつけて表記する。

[例]

- ・高尾山： Mt. Takao
- ・御岳山： Mt. Mitake
- ・雲取山： Mt. Kumotori
- ・剣岳： Mt. Tsurugi

- (ii) 以下のように固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができない場合は、普通名詞部分を含めてローマ字で表記し、冒頭に「Mt.」をつける。

- i) 慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断できるもの

[例]

- ・城山： Mt. Shiroyama

- ii) 固有名詞部分の最後に助字を使っている場合、又は読みに助字がある場合

[例]

- ・倉ノ山： Mt. Kuranoyama

- iii) ～山、～岳以外のもの（峰等）

[例]

- ・連行峰： Mt. Rengyoho

## g) 島

- 普通名詞部分を含めてローマ字で表記し、「Island」をつける。

[例]

- ・大島： Oshima Island
- ・神津島： Kozushima Island
- ・新島： Niijima Island

### 【C. 省略のルール】

スペース・視認性の観点等から略語を用いることが適切と考えられる場合は、略語を用いることができる。

[例]

- 駅： Sta.
- 通り： Ave./St. (道路規模によって使い分ける)
- 小学校： Elem. Sch.
- 中学校： J.H. Sch.
- 大学： Univ.
- 山： Mt.
- 川： Riv.
- 橋： Brdg.
- ビル： Bldg.

## イ. 中国語（※例は簡体字で表記）

### a) 固有名詞

漢字を中国語漢字に変換する。

[例]

・東京： 东京

※ひらがな・カタカナの表記は、日本語の漢字に一旦変換し、それを中国語漢字に変換して表記する場合や、中国語で表音表記あるいは表意表記する場合がある。  
※外国由来のカタカナ表記について、施設名等の中国語訳が一般化しているものについては中国語訳し、中国語訳が一般化しておらず、アルファベットによる表記が可能なものについては、アルファベットで記載し、中国語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記することが望ましい。

[例]

・東京タワー： 东京塔  
・表参道ヒルズ： 表参道 Hills（复合型商业设施）

### b) 普通名詞

中国語に訳して記載する。

※日本の文化を正しく理解するために日本語の漢字表記を伝えることが必要である場合は、中国語漢字に変換して表記した後、中国語訳を括弧（ ）で括って表記する。

[例]

・花見： 花见（赏花）

※対訳がない場合は、説明的な語句を表記する。ただし、日本語の表記が既に広く認識されている場合は、漢字を中国語漢字に変換して表記する。

[例]

・侍： 日本武士  
・寿司： 寿司

### c) 普通名詞部分を含む固有名詞

普通名詞部分を含む固有名詞については、固有名詞部分は一般的な固有名詞の表記方法により表記し、普通名詞部分は中国語に訳して記載する。

[例]

・四谷消防署： 四谷消防署  
・豊島区役所： 丰岛区政府  
・三鷹市役所： 三鹰市政府  
・代々木公園： 代代木公园  
・羽田空港： 羽田机场  
・永代橋： 永代桥  
・浅草寺： 浅草寺  
・隅田川： 隅田川  
・高尾山： 高尾山

※意味を補足したほうが分かりやすい場合は、説明的な語句を括弧（ ）で括って表記する。

[例]

・としまえん： 丰岛园（娱乐场所）

#### d) 中国語表記の省略

日本語の漢字表記と全く同じ、又はほとんど同じ場合で、日本語を併記する場合は、中国語表記を省略する。

## ウ. 韓国語

### 【A. 一般的留意事項】

#### a) 固有名詞

原則として日本語の発音をハングルで表音表記する。

[例]

・新宿： 신주쿠

#### b) 普通名詞

##### (i) 日本由来

原則として韓国語に訳して表記する。

※日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合は、日本語の発音を表音表記した後、韓国語訳や韓国語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記する。

ただし、日本語の読み方が既に広く認識されている場合は、表音表記のみとする。

[例]

・祭り： 마쓰리(축제)

・居酒屋： 이자카야

・寿司： 스시

##### (ii) 外国由来

原則として原語をハングルで表音表記する。

ただし、意味が伝わりにくい場合は適宜、韓国語訳を括弧（ ）で括って表記する。

[例]

・エスカレーター： 에스컬레이터

・ロープウェイ： 로프웨이(케이블카)

#### c) 普通名詞部分を含む固有名詞

普通名詞部分を含む固有名詞については、固有名詞部分をハングルで表音表記し、普通名詞部分を半角スペースを空けて韓国語に訳して表記する。

ただし、普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさない場合や、普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されて

いる場合には、全体の表音表記に加えて普通名詞部分の韓国語訳を半角スペースを空けて表記する（具体的な記載例は、【B. 施設名等の表記方法】参照）。

※普通名詞部分の韓国語の発音が日本語の発音と合致する場合は、全体のハンゲルの表音を（半角スペースを空けずに）記載する。

## 【B. 施設名等の表記方法】

### a) 一般施設

原則として固有名詞部分をハングルで表音表記し、普通名詞部分の韓国語訳を、半角スペースを空けて表記する。

[例]

- ・豊島区役所 : 도시마 구청
- ・三鷹市役所 : 미타카 시청
- ・中野警察署 : 나카노 경찰서
- ・日比谷公園 : 히비야 공원

※普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合は、ハングルで全体を表音表記した後、半角スペースを空けて普通名詞部分を韓国語で表記する。

[例]

- ・六義園 : 리쿠기엔 정원

※表音表記した施設名等について、意味を補足したほうが分かりやすい場合は、説明的な語句を括弧 ( ) で括って表記する。

[例]

- ・としまえん : 도시마엔(유원지)

## b) 橋梁

- (i) 原則として固有名詞部分をハングルで表音表記し、普通名詞部分に半角スペースを空けて「다리」をつける。

[例]

- ・永代橋 : 에이타이 다리
- ・言問橋 : 고토토이 다리
- ・清洲橋 : 기요스 다리

- (ii) 以下のように固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができない場合は、普通名詞部分を含めてハングルの表音で表記し、半角スペースを空けて「다리」をつける。

- i) 地名（住所、駅名等）と同じ名称のもの

[例]

- ・飯田橋 : 이다바시 다리
- ・吾妻橋 : 아즈마바시 다리

- ii) 慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断できるもの

[例]

- ・高橋 : 다카바시 다리
- ・新大橋 : 신오하시 다리

## c) 寺社

寺、神社等の名称の～寺、～神社、～神宮、～宮等については、固有名詞の一部として扱い、ハングルによる表音表記の後に半角スペースを空けて「절」「신사」「신궁」「궁」を表記する。

[例]

- ・浅草寺 : 센소지 절
- ・根津神社 : 네즈진자 신사



- 明治神宮 : 메이지진구 신궁
- 水天宮 : 스이텐구 궁

#### d) 河川

- (i) 原則として固有名詞部分をハングルで表音表記し、普通名詞部分に半角スペースを空けて「강」をつける。

[例]

- 隅田川 : 스미다 강

(ii) 以下のように固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができない場合は、普通名詞部分を含めてハングルで表音表記し、半角スペースを空けて「강」をつける。

i) 地名（住所、駅名等）と同じ名称のもの

[例]

- ・荒川： 아라카와 강
- ・江戸川： 에도가와 강
- ・秋川： 아키가와 강

ii) 慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断できるもの

[例]

- ・内川： 우치카와 강
- ・野川： 노가와 강

iii) 固有名詞部分の最後に助字を使っている場合、又は読みに助字がある場合

iv) ~川以外のもの（谷、沢等）

## e) 山

(i) 原則として固有名詞部分をハングルで表音表記し、普通名詞部分に「산」をつける。

[例]

- ・高尾山（たかおさん）： 다카오산
- ・御岳山（みたけさん）： 미타케산
- ・雲取山（くもとりやま）： 구모토리 산

※「山」の読み方が「さん」以外の場合は、固有名詞部分と「산」の間に半角スペースを入れる。

(ii) 以下のように固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができない場合は、普通名詞部分を含めてハングルで表音表記し、半角スペースを空けて「산」を

つける。

i) 慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断できるもの

[例]

・城山： 시로야마 산
-------------

ii) 固有名詞部分の最後に助字を使っている場合、又は読みに助字がある場合

iii) ～山以外のもの（峰等）

## エ. 駅名（鉄道）の表記方法

案内サイン等における駅名の表記は、日本語・英語の2言語表記を原則とする。

なお、外国人旅行者が分かりやすいよう、路線マークや路線カラー、駅ナンバリングをあわせて表示することが望ましい。また、路線や駅の状況等に応じて、中国語、韓国語も表示する場合は、視認性に配慮する。各言語の表記方法は以下のとおりとする。

### 【A. 英語】

#### a) 駅名全般

原則としてローマ字表記とする。

[例]

・新宿： Shinjuku

※普通名詞部分も英訳せず、ローマ字表記とする。ただし、「駅」については「Station」「Sta.」とする。

[例]

・芝公園駅： Shibakoen Station (Shibakoen Sta.)

#### b) 外国由来の言語部分

外国由来の原語部分は英語表記とする。なお、単語を用いる際は、頭文字は大文字とする。

[例]

・テレコムセンター： Telecom Center (× Terekomu senta)

#### c) 表記のルールの特例（空港）

空港は外国人旅行者にとって重要な施設であり、ローマ字表記すると混乱を招くことから、空港に関する駅名は普通名詞部分を英語で表記する。

[例]

・羽田空港国際線ターミナル： Haneda Airport International Terminal

※施設名が駅名となっており、施設名の意味を補足したほうが分かりやすい場合は、ローマ字での駅名表記とは別に、括弧[ ]等で括って英語表記することが望ましい。

[例]

- 都庁前： Tocho~~mae~~ [Tokyo Metropolitan Government]
- 国会議事堂前： Kokkai-gijido~~mae~~ [National Diet Bldg.]

ただし、施設名由来の駅名ではあるが、すでに当該施設は存在せず、街のブランド名として定着している場合は、ローマ字表記に留め、補足表記はしない。

[例]

- 都立大学： Toritsu-daigaku

## 【B. 中国語】（※例は簡体字で表記）

### a) 中国語表記の省略

日本語の漢字表記と全く同じ、又はほとんど同じ場合は、中国語表記を省略する。

### b) 駅名全般

漢字を中国語漢字に変換する。

[例]

・東京： 东京

### c) ひらがな・カタカナ表記を含む駅名

ひらがな・カタカナの表記は、日本語の漢字に一旦変換し、それを中国語漢字に変換する。なお、「の」「ノ」は「之」と記載し、「が」「ヶ」は省略する。

[例]

・勝どき： 胜哄  
・虎ノ門： 虎之门  
・霞ヶ関： 霞关

### d) 外国由来のカタカナ表記を含む駅名

外国由来のカタカナ表記部分については、アルファベットで記載することが望ましいが、中国語訳を行う場合、表記揺れが生じやすいため、他の事業者等との整合性に留意する。

### e) 表記のルールの特例（空港）

空港は外国人旅行者にとって重要な施設であるため、空港に関する駅名は普通名詞部分を中国語で表記する。

[例]

・羽田空港国際線ターミナル： 羽田机场国际线候机楼

※施設名が駅名となっており、施設名の意味を補足したほうが分かりやすい場合は、駅名表記とは別に、括弧 [ ] 等で括って中国語表記することが望ましい。

## 【C. 韓国語】

### a) 駅名全般

日本語の発音をハングルで表音表記する。

[例]

・新宿： 신주쿠

※普通名詞部分も韓国語訳せず、表音表記する。ただし、「駅」については「역」とする。

[例]

・芝公園駅： 시바코엔 역

### b) 外国語由来の言語部分

外国由来の普通名詞部分は原語を表音表記する。

### c) 表記のルールの特例（空港）

空港は外国人旅行者にとって重要な施設であり、日本語の発音をハングル表記すると混乱を招くことから、空港に関する駅名は普通名詞部分を韓国語で表記する。

[例]

・羽田空港国際線ターミナル： 하네다공항 국제선 터미널

※施設名が駅名となっており、施設名の意味を補足したほうが分かりやすい場合は、ハングルでの駅名の表音表記とは別に、括弧 [ ] 等で括って韓国語表記することが望ましい。

## オ. 翻訳にあたっての留意事項

案内サインは、多くの人目に触れ、長期間使用されるものであることから、翻訳にあたっては特に注意が求められる。そのため、前述の基本ルールを踏まえ、都が作成する対訳表を活用したり、ネイティブを含む複数の翻訳家等に依頼することが望ましい。

また、既往の案内サイン等について、前述の基本ルールを踏まえ、留学生等のネイティブの外国人や、外国人旅行者の趣向に精通している通訳案内士等の意見を聞き、外国語表記に誤りがないかを確認し、必要に応じて、より自然で適切な表記に改善していくことが望ましい。



#### ④ピクトグラムの活用

ピクトグラムは、抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚記号の一つであり、国際的に通用する情報伝達手段である。そのため、日本語に不慣れな外国人旅行者や障害者、高齢者を含めたすべての人にとって、案内サインを理解してもらうために有用な手段の一つである。

ピクトグラムの使用にあたっては、標準案内用図記号（一部が J I S 規格化）を原則とするとともに、必要に応じて、本指針に示すピクトグラムもあわせて活用することが望ましい（巻末資料編 資料 2 参照）。

ピクトグラムが設定されていない施設等は、アイキャッチャー（記号「■」）と名称で表示することが望ましい。

## ⑤書体

サインに表示する文字の書体は、視認性に配慮し、見えやすい角ゴシック体等を使用することが望ましい。



図表 26 分かりやすさ・見やすさに配慮した文字書体の例（角ゴシック体）

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
（平成 25 年 10 月、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）

## ⑥大きさ

文字やピクトグラムの大きさについては、高齢者や弱視者にも判読しやすいよう、できるだけ大きく設定する。具体的には、案内サインから50cm離れた位置から見ることを想定し、和文文字高5mm以上、英文文字高4mm以上を標準とする。また、英語やその他の言語の表記は、日本語文字サイズの4分の3程度、ピクトグラムは英語の3倍以上の大きさとするのが望ましい。

- ※ 文字の大きさについては、上記に記したサイズを標準としたが、特に高齢者に限定される等の特殊な条件下で設置されるサインについては、JIS規格（JIS S0032:2003 高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－日本語文字の最小可読文字サイズ推定方法）を参照し対応することが望ましい。

図表 27 地図内に表記する文字やピクトグラムの大きさの目安

	ピクトグラム	和文	英文	表示施設
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm	凡例部
特大サイズ	---	18.0mm	14.0mm	区市町村名(図中に境界がある場合)
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm	案内所、情報コーナー、役所、博物館、美術館、ホール等
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm	郵便局、交番、病院、デパート、ホテル、埠頭、踏切等
				町名、丁目
中小サイズ	---	---	5.0mm	番地
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、広域図の情報

参考資料：観光活性化標識ガイドライン（平成17年6月、国土交通省 総合政策局）

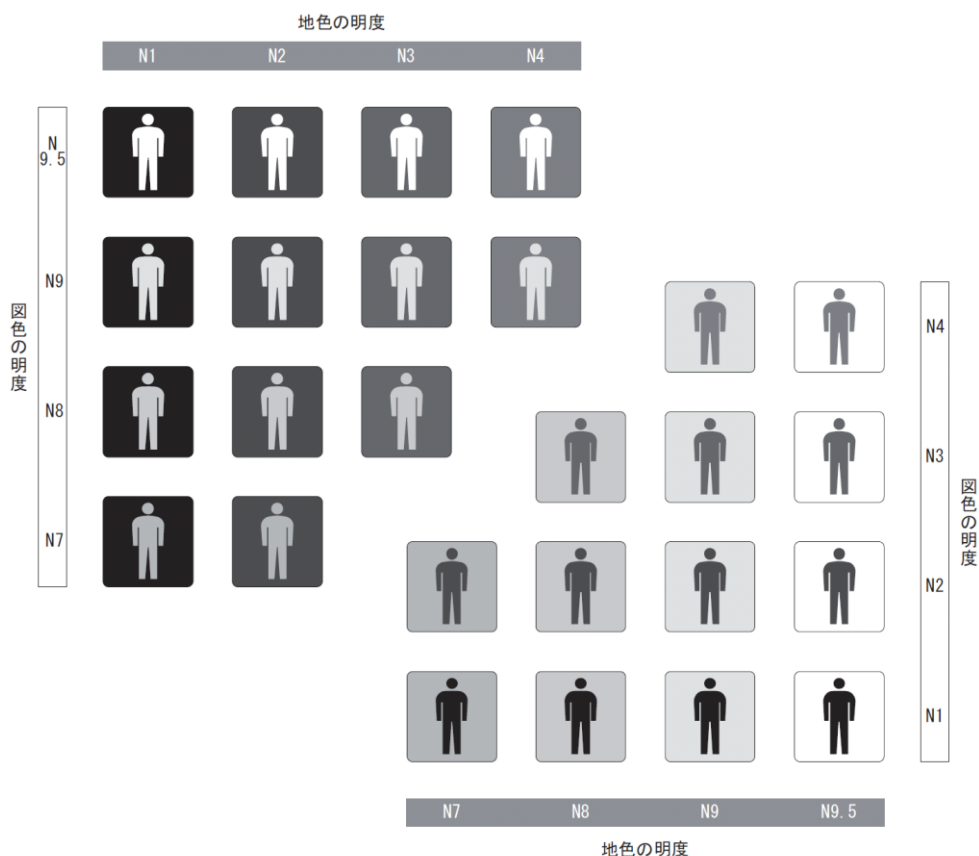
## ⑦色彩

観光案内サインに使用する地図や文字の色彩は、ベース色と文字色のコントラストが重要であり、明度差を確保した配色とすることが望ましい（図表28）。

各部の色彩については、「案内図の使用色」を使用することを基本とし、公園等の緑地は緑系色、水面は青系色など利用者がイメージしやすい色彩とすることが望ましい（図表29）。

また、高齢者や色覚異常の人に配慮して、見分けにくい色の組み合わせや、彩度の低い色同士、鮮やかな蛍光色同士の組み合わせを避けるなど、カラーユニバーサルデザインに配慮した見分けやすい色の組み合わせを用いることが求められる（図表30、図表31）。




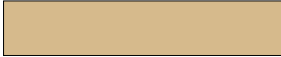

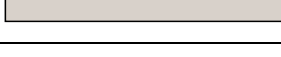

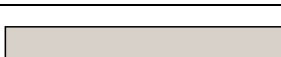
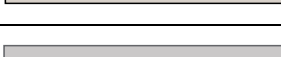







案内地図サイン等の地図上で示す「現在地」の表示は、施設等の利用者にとって重要な情報となるため、視認性が高い「赤色」での表示を原則とする（図表32）。



図表28 図色と地色の明度対比例

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
（平成25年10月、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）

図表29 案内図の使用色

区分	施設名	色彩例	色 (Pantone No.) 及び仕様	
緑地	森		Pantone : 376C	
			枠線	無し
	公園・緑地		Pantone : 390C	
			枠線	無し
	緑道		Pantone : 5865C	
			枠線	無し
	水域 湖、池、河川		Pantone : 292C	
			枠線	無し
施設	敷地		Pantone : 467C	
			枠線	線幅 : 0.1mm Pantone : Process Black
	名称表記一般施設		Pantone : Warm Gray 1C	
			枠線	無し
	名称表記大規模競技場		Pantone : Warm Gray 1C	
			枠線	線幅 : 0.2mm Pantone : Process Black
	駅舎、高架等		Pantone : Warm Gray 1C	
		枠線	線幅 : 0.2mm Pantone : Process Black	
	歩道橋 ペDESTリアンデッキ		Pantone : Warm Gray 1C	
			枠線	線幅 : 0.2mm Pantone : Process Black
	地下鉄駅 地下町		Pantone : 420C	
			枠線	線幅 : 0.2mm CMYK : Cool Gray 1C
道路	高速道路等		Pantone : Warm Gray 4C	
			枠線	線幅 : 0.2mm Pantone : Process Black
	モール (歩行者専用道路等)		Pantone : 121C	
			枠線	無し
現在地	現在地表示		Pantone : Red 032C	
			枠線	無し
			白文字表示	
鉄軌道	鉄道軌道		Pantone : Cool Gray 9C	
			線幅	3.0mm
	地下鉄軌道 (トンネル部)		Pantone : Cool Gray 9C	
			線幅	3.0mm 破線
	バス路線		Pantone : Red 032C	
			線幅	0.35mm 破線
境界線	区境界線		Pantone : Cool Gray 8C	
			線幅	2.0mm 一点鎖線
	町境界線		Pantone : Cool Gray 8C	
			線幅	1.0mm 破線
	丁目境界線		Pantone : Cool Gray 8C	
			線幅	1.0mm 点線
バリアフリー経路			Pantone : Red 032C	
			線幅	3.0mm 点線


出典：「道路標識設置の手引き」（東京都版）  
 （平成25年4月、一般社団法人 全国道路標識・標示業東京都協会）

図表30 色彩表現を使った情報提供をするときの留意点

<p><b>【色の選び方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○赤は、濃い赤を使わず、朱色やオレンジを使う。</li> <li>○黄色と黄緑は、赤緑色覚異常の人にとっては同じ色に見えるので、なるべく黄色を使い、黄緑は使わない。</li> <li>○暗い緑は、赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う。</li> <li>○青に近い紫は、青と区別できないので、赤紫を使う。</li> <li>○細い線や小さい字には、黄色や水色を使わない。</li> <li>○明るい黄色は、白内障の人にとっては白と混同するので使わない。</li> <li>○白黒でコピーしても、内容を識別できるか確認する。</li> </ul> <p><b>【色の組み合わせ方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を、対比させる。</li> <li>○パステル調の色どうしを、組み合わせない。はっきりした色どうしか、はっきりした色とパステル調を、対比させる。</li> </ul> <p><b>【文字に色をつけるとき】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○背景と文字の間に、はっきりした明度差をつける（色相の差ではなく）。</li> <li>○線の細い明朝体ではなく、線の太いゴシック体を使う。</li> <li>○色だけでなく、書体（フォント）、太文字、イタリック、傍点、下線、囲み枠など、形の変化を併用する。但し、全体的にすっきりしたデザインとする。</li> </ul>
---

参考資料：福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン  
（平成18年1月、東京都福祉保健局）

図表31 組み合わせが適当でない色彩の例

<p>・ 黒色と青色</p> 	<p>・ 黄色と白色</p> 
<p>・ 黒色と赤色</p> 	<p>・ オレンジ色と黄色</p> 
<p>・ 赤色と緑色</p> 	<p>・ ピンク色と水色</p> 
<p>・ 茶色と赤色</p> 	<p>・ 黄色と明るい黄緑色</p> 
<p>・ 茶色と緑色</p> 	<p>・ 青色と紫色</p> 



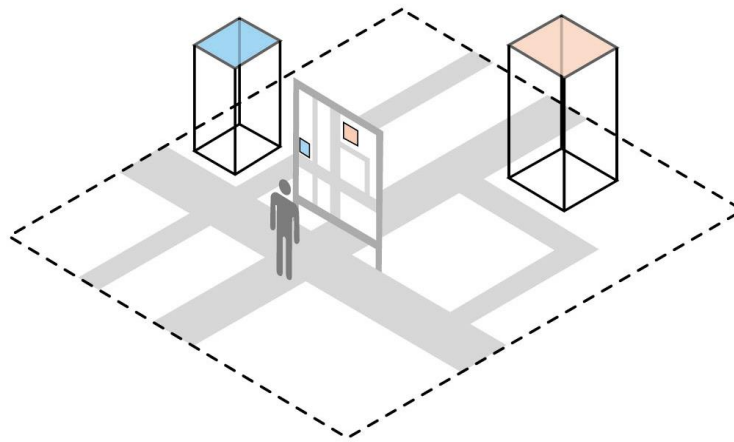
図表 32 現在地を赤色で表示している例

### (3) 掲載内容

#### ①地図の表示範囲・縮尺等

地図の向きについては、利用者が地図を見て目的地までの経路をイメージしやすくするために、観光案内サインに向かって前方を上とすることが望ましい。なお、行政区域で表示範囲が途切れることのないよう留意する必要がある。

主地図・広域図共に距離表示を右下等に表示する。なお、多摩・島しょ地域等における表示範囲は、主地図、広域図とも地域の実情にあった適切な縮尺を設定する。



図表 33 地図の向きに関する考え方

参考資料：「観光地のためのひと目でわかる案内標識計画・設置・管理マニュアル」  
(平成 17 年 9 月、観光地域づくり・案内標識研究会)

#### ア. 主地図

主地図の大きさは、視距離を50cmと想定した場合に地図全体を見渡せることを考慮し、1m×1m程度の大きさを目安とすることが望ましい。

また、主地図に掲載する範囲は、歩行者が移動する範囲1km四方程度を目安とする。その場合の縮尺は1/1,000となる。

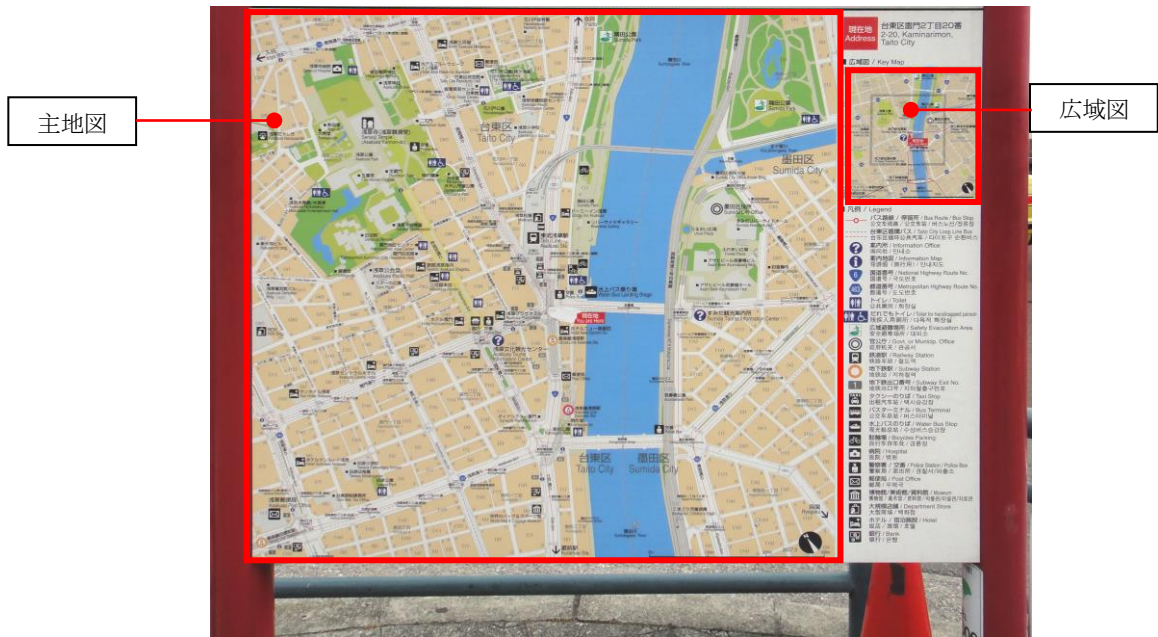
なお、複数設置する場合は、統一的なデザインとすることが望ましい。

#### イ. 広域地図

広範囲における主地図の位置関係がわかりやすいように、広域図を表示する。

広域図の大きさは25cm×25cm程度とし、表示範囲は、2km四方程度(縮尺1/8,000)を目安とする。また、基本的な座標軸がわかる施設等を表示し、位置関係を明確化する。





図表 34 観光案内サインの標準的な盤面構成



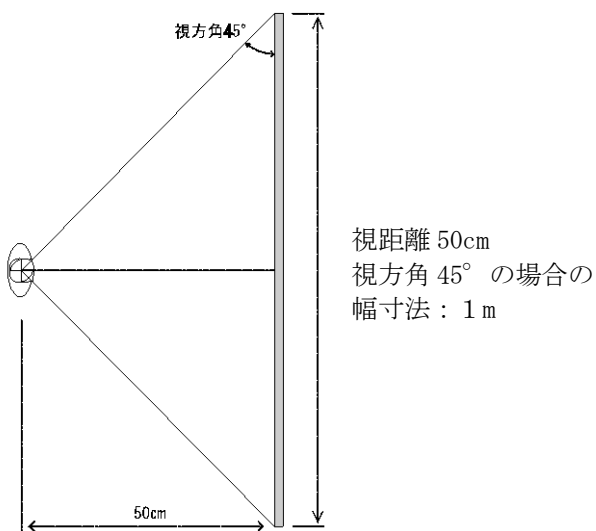
図表 35 観光案内サインの標準的な掲載内容



主地図

広域図

図表 36 主地図と広域図



図表 37 主地図の横幅の考え方

参考資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
(平成 25 年 10 月、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団)

## ②地図に掲載する情報

観光案内サインや地図内に地域の情報を盛り込みすぎるとかえって煩雑となるため、掲載にあたっては、旅行者の視点と地域の特徴に十分配慮する必要がある。

このため、掲載する情報については、観光案内サインの設置主体である行政関係者のみならず、観光関連団体、地域住民団体等の意見を踏まえ、官民の区別にかかわらず住民や旅行者等が多く訪れる施設やランドマークとなる施設、公衆トイレ、バリアフリー施設等を掲載する。

なお、施設名称等については、施設管理者に記載内容を確認した上で、掲載することが望ましい。

また、旅行者の利便性を高めるため、地図の表示エリア内にある観光案内サイン等の設置位置には「i」マークを表示することが望ましい。

次頁以降に、表示することが望ましい情報を示す。




図表 38 観光案内サインの位置を表示している例

## ア. 表示することが望ましい情報

### (ア) ベース面

図表 39 表示することが望ましい情報（ベース面）

区分	地図に表示する一般的な情報	ベース マップ	ピクト グラム	名称	備考
地形・地盤	山、湾、島、半島、河川、湖、池、 堀、港、埠頭、運河、棧橋	○		○	
道路	高速道路	○		○	
	国道	○		○	通称名が指定されているものは名称 を表記
	都道	○		○	
	区市町村道	○		○	取捨選択の上通称名を表記
道路施設	歩道	○			
	歩行者専用道路等	○		○	
	踏切	○		○	
	歩道橋、ペDESTリアンデッキ	○		○	構造物に枠線を付けて表示 階段部は「≡」を表示
	信号交差点			○	
	横断歩道	○			
	インターチェンジ、橋、 トンネル等	○		○	
	階段部、地下横断歩道	○		○	階段部は「≡」を表示
交通施設	鉄軌道路線	○			高架の場合は高架上の軌道面を着色 トンネル部分及び地下部分は破線にて表示
	鉄軌道駅	○	※1	○	路線名及び駅名を表記
	駅出口			○	出口部分に出口名称／番号を表示
	バス路線	○			上下線を区別せず1本線で表示 中央分離帯がある場合は上下線別に表示
	バス停留所			○	日本語表記は「○○バス停」
	バスターミナル				
	タクシーのりば				
	旅客船ターミナル	○		○	
	航空旅客ターミナル	○		○	
	駐車場				
	駐輪場				
境界線・地名	境界線（市、区、町、街区）	○		○	国土地理院の基準に基づき各種破線表示
	地名表示（町名、丁、番地）			○	
その他	現在地	○		○	主地図、広域図共に表示

※1 鉄道会社で駅ナンバリングを作成している場合は表示する（巻末資料編 資料2）。作成していない場合は  を表示する。

## (イ) 施設

図表 40 表示することが望ましい情報 (施設)

区分	地図に表示する一般的な情報	建物 シルエット	ピクト グラム	名称	備考
案内所	案内所			○	2017年7月20日のJISZ8210の改正時に、の表示事項が変更され、「案内所」を意味するピクトグラムは及びの2種類を選択して使用することが可能となった。しかし、東京都ではわかりやすい案内サインを统一的に整備する観点から、のピクトグラムを使用していくこととする。
	観光案内サイン				
公共施設／ 公的施設	官公庁(都庁、区・市役所、町・村役場)	○		○	
	警察署	○		○	
	交番				交番はピクトグラムと「交番」のみの表記
	郵便局	○		○	集配機能のある局はピクトグラムと名称、その他はピクトグラムと「郵便局」のみ表記
	消防署	○		○	
	国の機関及び公共地方サービス機関、その他官署	○		○	
	学校、幼稚園、保育園、児童館	○		○	
	図書館	○		○	
その他公共施設	○		○		
医療施設	病院	○		○	公立病院、大学病院、東京都指定二次救急医療機関 等
	保健所	○		○	
文化施設・ スポーツ 施設	美術館、博物館	○		○	
	劇場、文化会館	○		○	
	運動場、体育館、プール等	○		○	
宿泊施設	ホテル、旅館等	○		○	・部屋数の多い施設、ランドマークとなる施設 ・TOKYO ハンディマップ(東京観光財団)に掲載されている施設
商業施設等	大規模商業施設	○		○	利用者の多い施設、ランドマークとなる施設を表示
	大規模オフィスビル	○		○	利用者の多い施設、ランドマークとなる施設を表示
	コンビニエンスストア				
観光施設	大規模な公園、緑地	○		○	
	神社、仏閣、教会等			○	
	史跡、旧跡、歴史的建造物等			○	
	観光施設	○		○	施設の知名度や、来訪者の多い施設を対象とする
その他	銀行、信用金庫				
	海外発行カード対応ATM				
	お手洗い／トイレ				
	避難場所				災害種類のピクトグラムを併記予定(※)

■：アイキャッチャー

※ピクトグラムを整備する災害種類及び各ピクトグラムについては、現在国において検討を進めているため、動向を注視すること。

## イ. バリアフリー設備・経路





不特定かつ多数の旅行者が移動するルートのうち、主要な観光施設や高齢者、障害者、乳幼児連れなどが比較的多く利用する施設へのルートや関連するバリアフリー設備を表示することが望ましい。

図表 41 バリアフリー設備・経路に関する情報

案内地図サインに表示するバリアフリー設備・経路に関する情報		ベースマップ	ピクトグラム	備考	
バリアフリー設備 (エレベーター、エスカレーター、傾斜路)	道路上		○	バリアフリー設備を表示する。	使用時間に制限がある場合「使用時間制限有」と表記する。
	公共機関出入口		○	エレベーターのみを表示し、エスカレーターは表示しない。	
車いす等に対応した公衆トイレ			○	トイレ+障害者用設備又は子育て支援設備のピクトグラムを表示する。	
バリアフリー経路		○		朱赤系の点線で表示する	

参考資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン（増補改訂版）  
（平成 23 年 8 月、財団法人 国土技術研究センター）

図表 42 バリアフリー関連設備ピクトグラム

バリアフリー関連設備	ピクトグラム（表示例）
①エレベーター	
②上りエスカレーター	
③スロープ	
④便房設備の表示例	


参考資料：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル  
（平成31年 3 月改訂版、東京都福祉保健局）





### ③凡例一覧（例）

代表的なピクトグラムの凡例について、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語で記載する。

図表 43 凡例一覧（例）

ピクトグラム	日本語	英語	中国語（簡体字）	中国語（繁体字）	韓国語
	国道番号	National Highway No.	国道号	國道號碼	국도번호
	都道番号	Metropolitan Road No.	都道号	都道號碼	도(都)도번호
	バス路線/ バス停留所	Bus Route/Bus Stop	公交车线路/ 公共汽车站	公車路線/公車站	버스노선/ 버스정류장
※1	鉄道駅	Train Station/Station	火车站	車站	철도역
※1	地下鉄駅	Subway Station	地铁站	地鐵站	지하철역
	バスターミナル	Bus Terminal	公交车总站	公車總站	버스 터미널
	タクシーのりば	Taxi Stand	出租车搭乘处	計程車搭車處	택시 타는 곳
	駐車場	Parking	停车场	停車場	주차장
	駐輪場	Bicycle Parking	自行车停车场	自行車停車區	자전거 두는 곳
※2 	案内所	Information	问讯处	資訊處	안내소
	案内地図	Information Map	指南地图	地圖指南	안내지도
	官公庁	Government Office	行政机关	縣市機關	관공서
	警察署/交番	Police Station/ Koban(Police Box)	公安局/派出所	警察署/派出所	경찰서/파출소
	郵便局	Post Office	邮局	郵局	우체국
	病院	Hospital	医院	醫院	병원
	美術館/博物館	Museum of Art/ Museum	美术馆/博物馆	美術館/博物館	미술관/박물관
	ホテル/ 宿泊施設	Hotel/Accommodations	酒店/住宿设施	飯店/住宿設施	호텔/숙박시설
	大規模店舗	Large Retail Store	大型商场	大型商店	대규모 매장
	コンビニエンス ストア	Convenience Store	便利店	便利商店	편의점
	銀行	Bank	银行	銀行	은행
	海外発行カード 対応ATM	ATM for Overseas Cards	A T M(可使用境外 卡)	A T M(對應國外 發行金融卡)	해외발행 카드 사용 가능 A T M
	お手洗い/ トイレ	Restroom/Toilet	洗手间/厕所	洗手間/廁所	화장실
	エレベーター	Elevator	电梯	電梯	엘리베이터
	エスカレーター	Escalator	自动扶梯	電扶梯	에스컬레이터
	バリアフリー 経路	Barrier-Free Route	无障碍通道	無障礙通道	무장애 경로

※1 鉄道会社で駅ナンバリングを作成している場合は表示する（巻末資料編 資料2）。作成していない場合は  を表示する。

※2 2017年7月20日のJISZ8210の改正時に、 の表示事項が変更され、「案内所」を意味するピクトグラムは  及び  の2種類を選択して使用することが可能となった。しかし、東京都ではわかりやすい案内サインを統一的に整備する観点から、 のピクトグラムを使用していくこととする。

#### ④その他

- ・観光案内サインには、地図の整備年月日を記載する。
- ・管理者の連絡先・管理番号を明記し、管理しやすいよう配慮する。
- ・商業広告を掲載する場合は、情報表示面の下部などの案内情報が見えにくくならない位置に表示することが望ましい。



## (4) 景観への配慮

### ①周囲の街並みとの調和

観光案内サインは、地域の良好な景観を確保する観点から、周囲の街並みと調和した色彩やシンプルなデザインにより整備することが大切である。このため、整備にあたっては、p. 15の東京都が推奨する標準的なデザイン例を参考とすることが望ましい。

### ②類似案内サインの整理統合

観光案内サインの整備にあたっては、鉄道駅などの行動の起点や分岐点など設置箇所を精査し、必要な数の観光案内サインを整備する必要がある。その際、周辺に類似案内サインがある場合は関係者との調整により情報を整理統合し、案内サインの増加を極力招かないよう留意する必要がある。

例えば、観光案内サインが必要な地点に住居表示案内板がある場合等、旅行者が十分な情報を得られないサインが混在している場合は、関係者間で調整を行い観光案内サインとの統合等について検討する。

また、公共交通機関が設置するのりば案内等、観光案内サインと設置場所を集約することで、旅行者等の利便性が向上するものについても、関係者間で調整を行い、集約を検討することが考えられる。

## ○サイン類の統合事例（武蔵野市）

J R 吉祥寺駅北口駅前広場の改修に伴い、駅前広場周辺に別々に設置されていた住居表示街区案内図やバスのりば案内（2事業者）、文化施設への誘導サイン等を撤去し、情報を集約した駅前総合案内板を新たに設置した。

統合前



文化施設案内

バスのりば案内



住居表示街区案内図



散策ルート案内

統合後



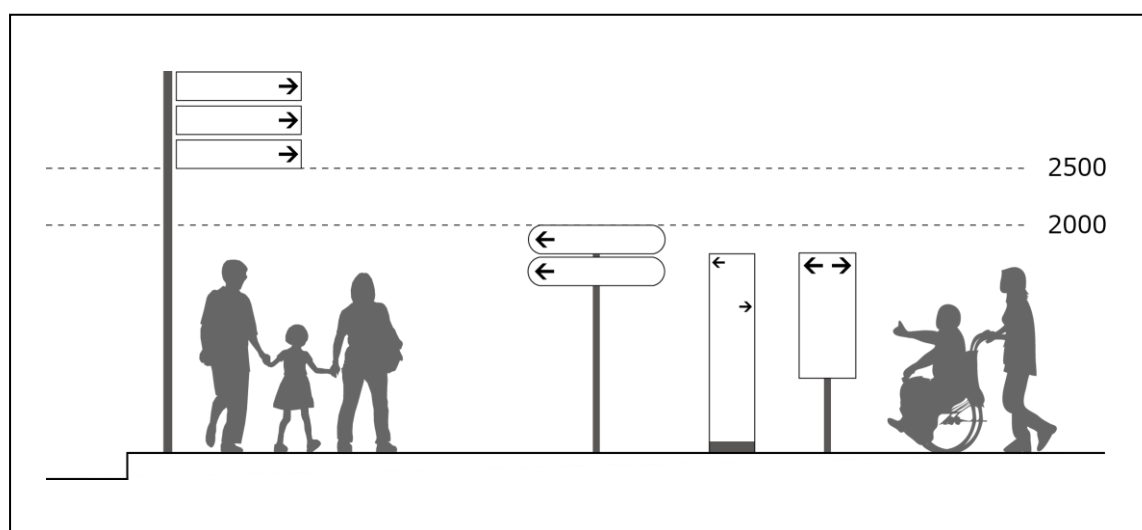
図表 44 サイン類の統合事例

## 2. 誘導サインの整備

### (1) 本体の表現様式

#### ①掲出高さ

- ・歩道に対して平行に設置する場合は、誘導サイン上端を路面より2,000mm以内とする。
- ・歩道空間上に張り出す場合は、誘導サイン下端を路面より2,500mm以上確保する(歩道の建築限界)。



図表 45 誘導サインの掲出高さ

#### ②色彩

誘導サインの色彩は、観光案内サインとの連続性確保の観点から、観光案内サインの色彩に準ずることとする。

#### ③盤面素材

表示内容が見やすい材質とする。歩道に対して平行に設置する場合は、盤面の設置位置が低くなることから、張り紙や落書きができない素材とする。

## (2) 表記方法

### ①言語数

日本語・英語の2言語を基本とするが、地域の状況等に応じ、中国語や韓国語等、その他の言語を記載する場合は、視認性に配慮する。

### ②文字の大きさ

誘導サインの設置場所や掲出高さ等に応じて、視認性を考慮した上で、文字の大きさを決定することが望ましい。

図表 46 案内サインに表記する視距離と文字の大きさの目安

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

※ 文字高とは、日本字では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいう。



出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
(平成25年10月、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団)

## (3) 掲載内容

誘導サインは、観光案内サインと比較して表示できる情報量が少ないため、目的地の名称、方向(矢印)・距離表示等の表記を基本とし、盤面の大きさ等により、ピクトグラムを表示することが望ましい。

#### (4) 景観への配慮

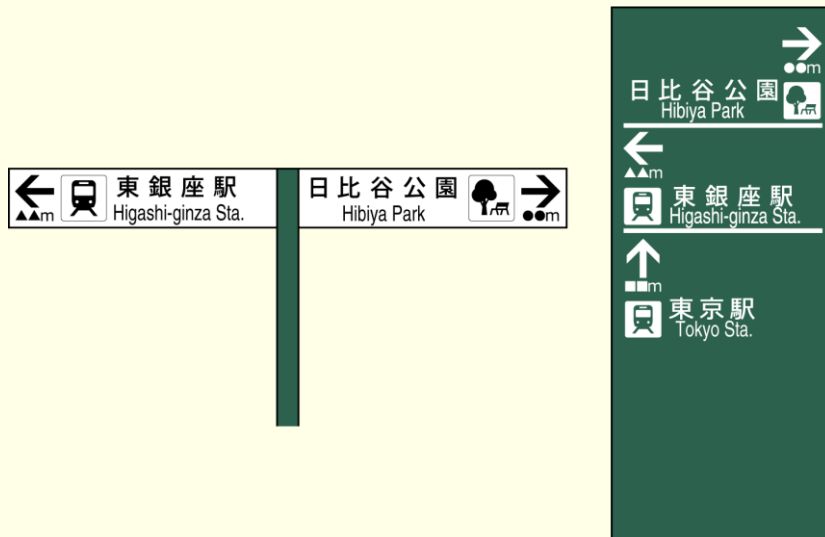
誘導サインのデザインはシンプルなものとするとともに、支柱やサイン裏面等の基調色は、周囲の街並みに調和する落ち着いた色彩を基本とする。

また、同一案内ルート上にある観光案内サインと誘導サインは、連続したサインであることがわかるよう、デザインの統一感に配慮することが望ましい。

他施設への誘導サインが近接して設置されている場合は、統合することが望ましい。

誘導サインの形状について、外国人へのアンケート調査で「誘導サインは、矢羽根型、短冊型のどちらの形状が情報を見やすい、理解しやすいか」と質問したところ、「矢羽根型」という回答が8割近くを占めた。

その理由としては、「自身の国でも見慣れた形状であるから」「矢羽根型の方が見やすいから」との意見があがった。



誘導サインの形状の例  
(左図：矢羽根型、右図：短冊型)

図表 47 誘導サインの形状について

### 3. 設置場所

観光案内サインの設置位置は、道路状況（歩道幅員や交差点の形状、街灯との位置関係等）や建物、その他集客施設などの地域の実態に合わせて検討するとともに、観光資源である街並み等の眺望を阻害しないよう配慮する。

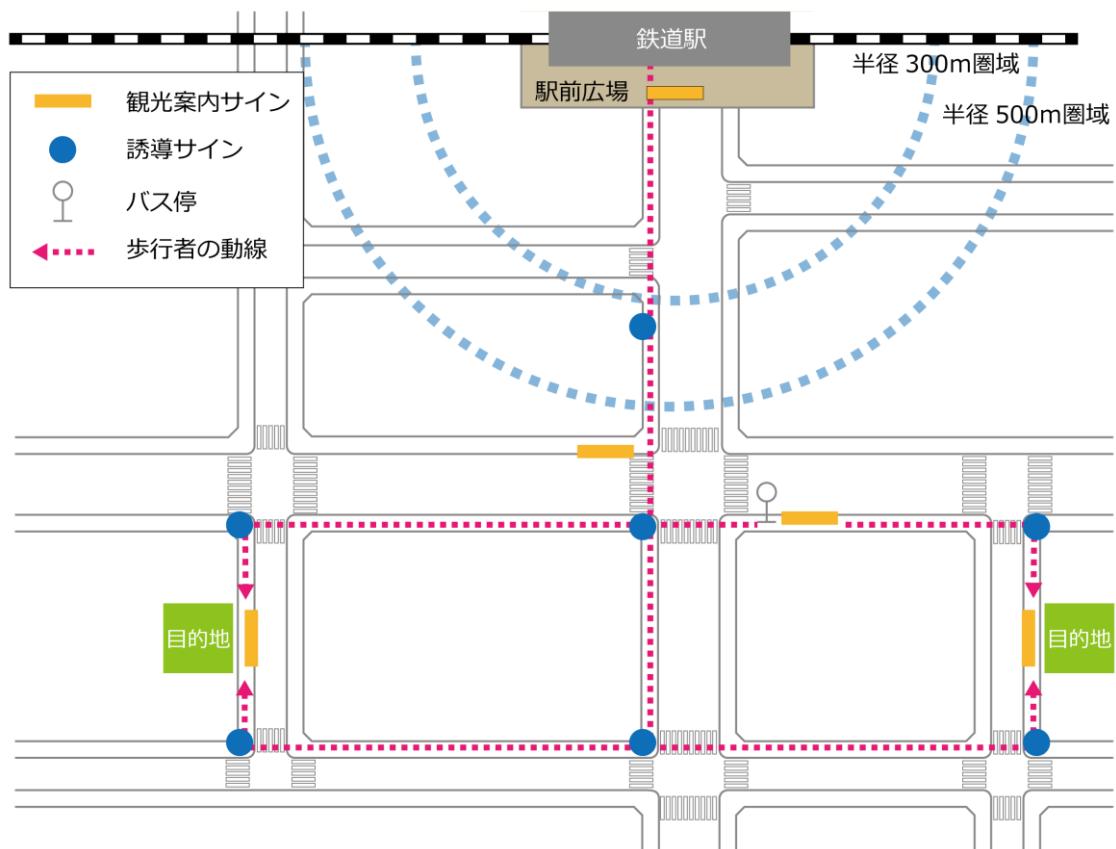
また、誘導目的地を設定し、旅行者の動線や移動時に必要な情報を把握し、利用者のニーズを取り入れた配置計画とすることが重要である。

具体的には、観光案内サインは主に、行動の起点や目的地、主要な分岐に設置し、誘導サインは、目的地の入口、分岐点や観光ルートの間等等に設置する。

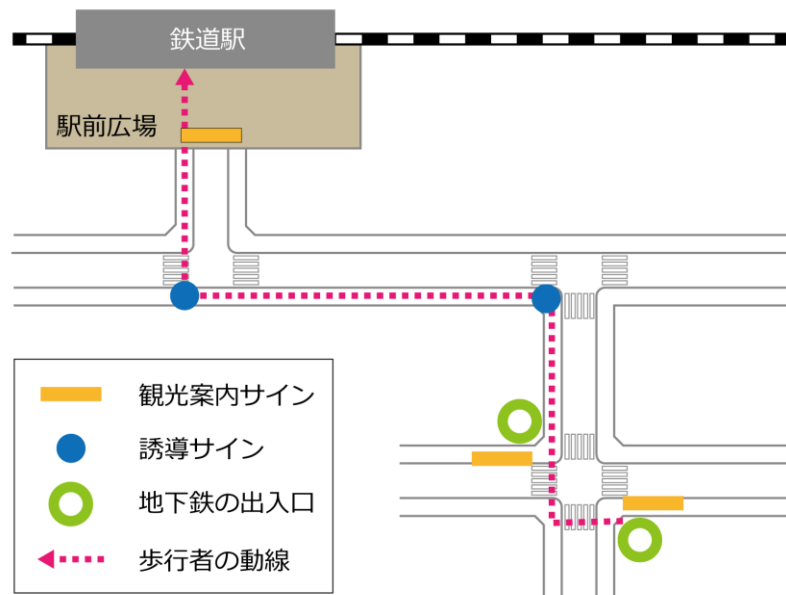
なお、直線道路については、歩行者が不安に陥らないよう、300m～500mに1箇所程度、誘導サイン等を補完的に配置することが望ましい。

特に駅出入口やバスターミナル等については行動起点として重要であるため、観光案内サインを重点的に整備する必要がある。

なお、標識令に基づき設置される、歩行者用著名地点案内や主要地点案内及び道路の通称名案内等とも連携を図った配置計画とすることが望ましい。



※鉄道間や他交通機関への乗換について、移動ルートの一部に道路が含まれる場合がある。案内が途切れないう、各事業者との調整の上、誘導サインの設置を検討する。



図表 48 観光案内サインと誘導サインの関係図

## 4. 維持管理上の留意点

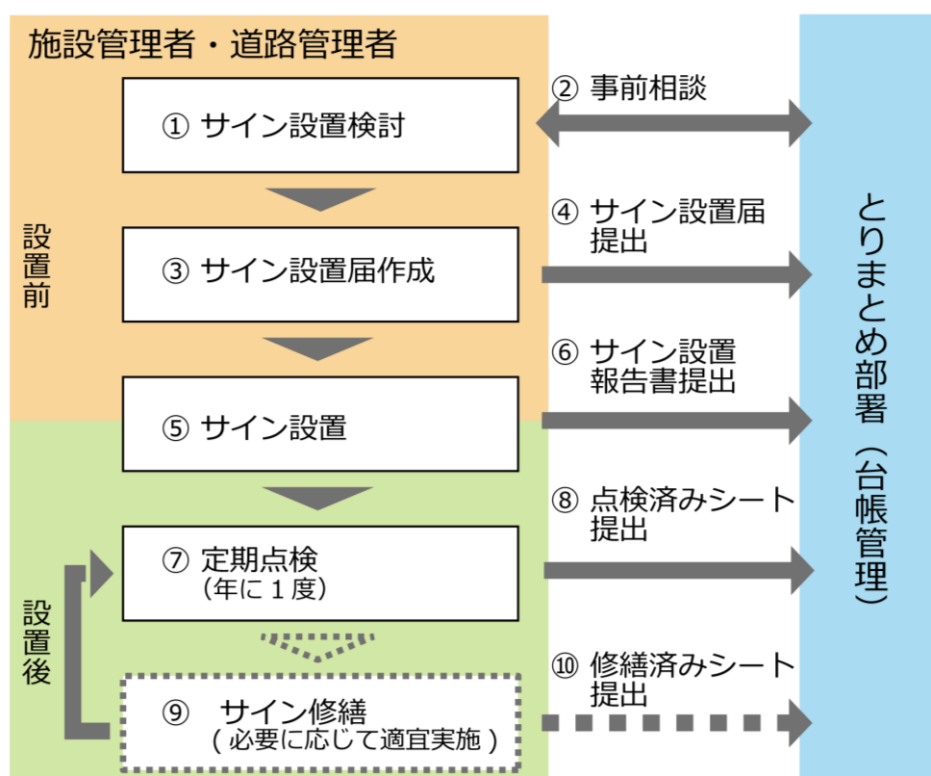
### (1) サインの一元的な管理

サイン整備は、事業ごとに設置者が異なるため、情報の一貫性や形状・デザインの統一性が図られないことや、近隣に似たようなサインが複数設置されることがある。このため、サインとりまとめ部署が管理台帳を作成して区市町村内のサイン設置状況を把握し、サインを新設する設置者と調整を行うなど、一元的に管理を行うことが望ましい。

#### ○サイン設置から維持管理まで一元的に管理（武蔵野市）

武蔵野市では、「武蔵野市公共サインガイドライン（平成24年4月）」において、ガイドラインに準拠するサインの設置から維持管理段階までの手続きを定め、実施している。ガイドラインに基づくデザイン・構造等とするため、サイン設置主体は、とりまとめ部署に事前協議を行った上でサインを設置し、報告書を提出する。これを受理したとりまとめ部署は管理台帳を更新する。

また、サイン設置主体は、ガイドラインに定められた点検項目に基づき年1回定期点検を行い、必要に応じて修繕を行う。点検・修繕結果についても書類提出を行い、とりまとめ部署は管理台帳と併せて管理している。



図表 49 サイン類の一元管理体制の例



## (2) 維持管理内容

### ①サイン本体の清掃・点検・更新

観光案内サインや誘導サインは屋外に設置されるため、年月の経過により、汚損し、老朽化する。また、張り紙や落書き等への配慮も必要である。

街の美観を損ねないように、年1回程度、清掃や点検・修繕を定期的に行うことが望ましい。

また、サイン本体の更新については、劣化状況に応じて概ね10年に1度、盤面の更新は概ね5年に1度の頻度で行う事が望ましい。

### ②情報更新

観光案内サインの地図に掲載されている情報については、施設の移転・名称変更・新設等の情報更新について反映し、最新の情報を掲出する必要がある。

情報の更新が頻繁に行われるエリアについては、サイン取りまとめ部署等が定期的に更新情報を集約し、各サイン設置者間で共有できる体制を整えることが望ましい。

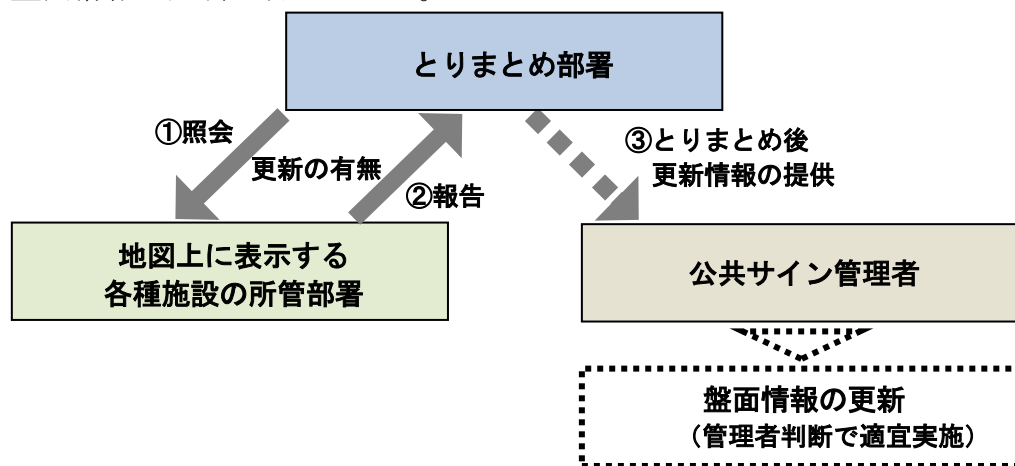
地図情報の更新は、状況・内容に応じてシール等による簡易修正、部分修正又は全面更新等で対応する。

なお、情報更新が頻繁であると予測される地域においては、一定の落書き・張り紙防止機能を有しつつ、盤面を更新しやすい材料や構造（仕様）とし、点検をより多く行うなど、経済性の面からも検討することが望ましい。

#### ○更新情報を定期的に集約、共有する仕組みの事例（横浜市）

横浜都心部に関し、年に1回、とりまとめ部署が「横浜市公共サインガイドライン」に示されている情報掲載基準に挙げられている施設の所管部局や地図面の対象区等に、施設の移転、名称変更、新設等に関する情報の照会を実施。

とりまとめ部署は、照会結果を集約し、各サイン管理者へ提供。適宜盤面情報の更新を行っている。



図表 50 地図情報を定期的に更新する仕組みの例

### (3) 広告の活用

観光案内サインの更新・維持管理等に係る経費を軽減するために、観光案内サインへ広告を掲載することが考えられる。

ただし、広告の掲載にあたっては、周辺景観に配慮するとともに、「東京都屋外広告物条例」を踏まえて実施する必要がある。

#### ○広告を掲載した観光案内サイン事例（立川市）

立川市では、JR立川駅南口及び北口の南北デッキ上に、広告を掲載した観光案内サインを設置している。サイン設置は市が実施し、維持管理は、市と業者で結んだ協定にもとづき、業者が広告掲載企業の募集・選定や広告料の徴収、年1回の清掃・修繕及び盤面の更新、サイン破損の復旧等を行っている。

なお、広告掲出企業及び広告内容は、市の広告掲載審査委員会に諮ったうえで決定している。業者は徴収した広告料のうち一定額を市に収めることとなっており、市はこれを電気代等のランニングコストに充当している。



図表 51 広告を掲載した観光案内サインの事例

## 5. 案内サインを補完する情報提供

案内サインを補完する情報提供の手法として、デジタルサイネージなどのICTツールを活用することが考えられる。

デジタルサイネージは、表示画面の選択により、限られたスペースにおいて様々な情報を多言語で伝達することが可能であるが、導入にあたっては、設置費用や耐用年数、本体や提供する情報の維持管理等について考慮した上で検討する必要がある。

また、導入する際には、災害時における多言語での情報提供など、非常時の活用等も併せて検討することが考えられる。

なお、屋外に設置するデジタルサイネージへの広告の掲載にあたっては、「東京都屋外広告物条例」を踏まえて実施する必要がある。

### ○デジタルサイネージを活用した事例（ゆりかもめ 新橋駅構内）

ゆりかもめ新橋駅構内（改札外）に設置されているデジタルサイネージを活用した「ゆりかもめ沿線案内」は、お台場地区の観光施設等の情報を紹介している。

4言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、韓国語）に対応しており、利用者は最初に言語を選択した上で、エリアマップ上に表示された観光施設の番号や名称にタッチする方法などにより、各観光施設等の詳細な情報を見ることができる。

また、利用者は表示されたQRコードを読み取ることで、各観光施設等の情報を携帯電話等で見ることができる。



エリアマップ上の観光施設の番号や名称をタッチすると、地図や施設概要などが表示される。

図表 52 デジタルサイネージの事例

## 6. 非常時の対応

災害発生時に、地元住民だけでなく土地勘のない旅行者が円滑に避難することができるよう、主地図及び広域地図に避難場所を掲載するとともに、多言語で表示された都や区市町村等の防災情報にリンクするQRコードを掲出する等、災害発生時に必要な最低限の情報をわかりやすく掲載しておくことが望ましい。

※避難場所の表示にあたっては、避難場所のピクトグラムを活用するとともに、災害種類のピクトグラムを併記するため、現在国において検討が進められているピクトグラムを整備する災害種類及び各ピクトグラムについて動向を注視すること。

## 【資料編】

### ■資料1：関連法規等一覧

### ■資料2：ピクトグラム等一覧

- (1) 標準案内用図記号
- (2) ベビーカーマーク（平成26年3月26日 国土交通省公表）
- (3) 便房設備の表示例
- (4) ベビーベッド、授乳室及びおむつ交換の表示例
- (5) 祈祷室及び充電コーナー（東京国際空港ターミナル株式会社の事例）
- (6) 公共交通関係ピクトグラム
  - 1) 路線マーク
  - 2) 駅ナンバリング
  - 3) モノレール（東京国際空港ターミナル株式会社の事例）
  - 4) 空港行きの鉄道・バスに関するピクトグラムの掲出
- (7) 東京都作成ピクトグラム及びマーク
  - 1) 飲食店で使用するピクトグラム及びマーク
  - 2) 案内地図サイン、誘導サイン等に掲載するピクトグラム

## ■資料 1 : 関連法規等一覧

法令・指針・文献名	発行 発布	発行者（出版社）
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（外客来訪促進法）	H9.6 (H26.4改正)	-----
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）	H18.6 (H26.6改正)	-----
「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」 <sup>(※)</sup>	S35.12 (H26.4改正)	-----
東京都福祉のまちづくり条例	H7.3 (H21.3改正)	-----
東京都屋外広告物条例	S24.8 (H23.12改正)	-----
観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン	H26.3	国土交通省 観光庁
観光活性化標識ガイドライン	H17.6	国土交通省 総合政策局
東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	H26.9	東京都 福祉保健局
東京都福祉のまちづくり推進計画	H26.3	東京都 福祉保健局
福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン	H18.1	東京都 福祉保健局
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））	H25.10	公益財団法人交通エコロジ ー・モビリティ財団
道路の移動等円滑化整備ガイドライン（増補改訂版）	H23.8	一般財団法人 国土技術研究センター （㈱大成出版社）
道路標識設置の手引き（東京都版）	H25.4	一般社団法人 全国道路標識・標示業東京 都協会
観光地のためのひと目で分かる案内標識計画・設置・管理マニュアル	H17.9	観光地域づくり・案内標識 研究会（㈱ぎょうせい）
ひと目でわかるシンボルサイン 標識案内用図記号ガイドブック	H13.3	交通エコロジー・モビリテ ィ財団

(※) 道路の案内標識の英語表記は当該告示によることとされているため、案内サインと案内標識の表記の整合を図る観点から掲載

## ■資料 2 : ピクトグラム等一覧

### (1) 標準案内用図記号

標準案内用図記号ガイドラインについて（出典：公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）

#### 1. 策定の目的

不特定多数の人が出入りする交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等に使用される案内用図記号は、一見してその表現内容を理解できることから、文字表示に比べて優れた情報提供手段です。しかしながら、国内的にも国際的にも標準化が遅れています。国内的には未だ日本工業標準（JIS）化がなされず施設ごとにバラバラに使用されているのが現状です。国際的にも国際標準化機構（ISO）によってわずか 57 項目が標準化されているに過ぎません。

一方で、社会の変化により利用者のニーズが多様化し、またバリアフリーの観点からもこうした図記号の一層の充実、統一化の必要性が高まっています。

本ガイドラインは、こうした状況を受けて、交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等の国内諸施設に使用される案内用図記号の標準となるものを示すことを目的として策定されました。

#### 2. 策定の経緯

本ガイドラインは、国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団が日本財団の助成を得て設置した「一般案内用図記号検討委員会（以下「検討委員会」という。）」における検討を経て策定されました。検討委員会は、国土交通省、経済産業省、文部科学省、警察庁、消防庁をはじめとする行政機関、交通事業者、観光・流通事業者団体、消費者団体、障害者団体、学識経験者、デザイナー等の参加を得て、1999 年 4 月に設置され、案内用図記号の標準化に向けて約 2 年間検討を行いました。

はじめの 1 年間は、一般案内用図記号の国内外事例の収集、カテゴリーの分類、表示事項の選択、図材の選定等の作業を行い、続いて、体系的に新しく造形をし直し、2000 年 6 月に 128 項目の原案を策定しました。その後、ISO 及び JIS の調査方法に準拠した理解度及び視認性調査により原案の適正度を評価し、2001 年 3 月 1 日の委員会において、原案のうち 125 項目を「標準案内用図記号」として決定いたしました。

なお、検討委員会は、128 項目の原案を 2000 年 10 月 25 日に東京で開催された ISO 図記号専門委員会に「日本案の検討状況と中間成果」として報告しています。また、2001 年 4 月からは、本ガイドラインの JIS 化に向けて、(財)日本規格協会において「案内用図記号 JIS 化検討委員会（仮称）」を設けて検討を行っていくこととなっております。

#### 3. 図記号の造形者

本ガイドラインの図記号は、検討委員会ワーキンググループの図材選定と監修のもとに [社団法人日本サインデザイン協会 (SDA) + 中川憲造 / NDC グラフィックス] が造形しました。ただし、既存のもの等をそのまま表示している※印のある図記号は除きます。

#### 4. 本図記号のご利用にあたって

本ガイドラインに掲載されている図記号は、誰でも自由に使用することができます。ただし、これらの図記号を商標又は意匠として登録等を行うと、第三者の権利を侵害する可能性があります。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

交通エコロジー・モビリティ財団バリアフリー推進部

Tel : 03-3221-6673 Fax. : 03-3221-6674

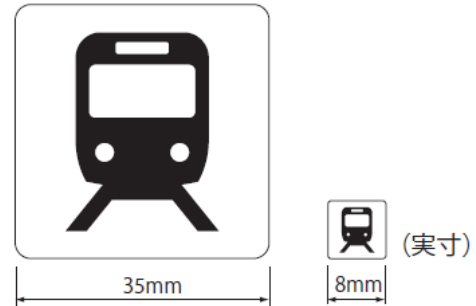
その後、この図記号の JIS 化に関し、日本標準調査会標準部会基本技術専門委員会において標準案内用図記号 125 項目のうち 108 項目と応用部分 2 項目を含め、110 項目の JIS（日本工業規格）化案が了承され、公告期間を経て平成 14 年 3 月 20 日に JISZ8210 として制定されました。

## 5. 使用上の注意

- 本ガイドラインでは、図記号の使用について次の推奨度区分を定めています。使用にあたっては、これを遵守してください。
  - 推奨度A：安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請します。
  - 推奨度B：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを推奨します。
  - 推奨度C：多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なものです。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができます。
- [注1]の表記がある図記号は、文字による補助表示が必要です。図記号単独での使用は避けてください。その際の文字表示は、各図記号に併記してある表示事項を参考にしてください。
- [注2]の表記がある図記号は、図記号中の通貨記号を必要に応じて他の通貨記号に変更することができます。
- 本ガイドラインの図記号は、視距離1mで表示する場合の最小寸法を35mm角、手にとって見ることのできる地図類に用いる場合の最小寸法を8mm角とする条件で設計されています。これより小さくして使用することは避けてください。(図1)
- 本ガイドラインの図記号は、正方形・円形・三角形が同じ大きさに見えるように、寸法を調整してあります。これら三種の外形を持つ図記号を混用して拡大・縮小する際は、この点にご留意ください。(図2)
- 赤、青、黄、緑が使用されている図記号の色彩は、[JISZ9103安全色及び安全標識(2017年度改正)]に依っています。使用の際は、次の値を参照してください。(図3)  
※このガイドラインは、レギュラーインクを使用しているため近似色である。

	色名	マンセル値
安全色	赤	8.75R 5/12
	青	2.5PB 4.5/10
	黄	7.5Y 8/12
	緑	5G 5.5/10
対比色	白	N9.3
	黒	N1.5

(図1)



(図2)



(図3)





- 7) 白地に黒色で表現されている図記号は、前記の赤、青、黄、緑の安全色を除く、他の色彩に変更することができます。(図4)  
また、図と地の関係を反転することができます。(図5)

(図4)

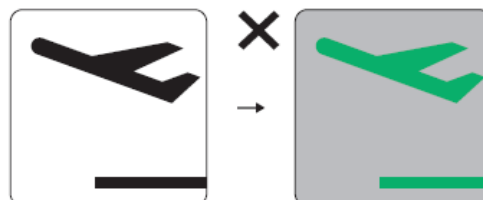


(図5)



- 8) 色彩あるいは明度を調整して使用する場合は、見やすさに配慮し、図と地色とのコントラストが十分明確になるようにしてください。  
明度差は少なくとも0～10段階のマンセル表色系で、5以上になるようにしてください。(図6)

(図6)



- 9) 図記号によっては、誘導方向や設置環境に応じて左右を反転することができます。(図7)にその例を示します。

(図7)



推奨度  
A



案内  
Information



案内所  
Question & answer



病院  
Hospital



救護所  
First aid



警察  
Police



お手洗  
Toilets



男女共用お手洗  
All gender toilet

(備考)  
文字による補助表示を付ける場合は、「男女共用 All gender」またはそのどちらかとする。  
色彩はモノトーンが望ましい。



男性  
Men



女性  
Women



飲料水  
Drinking water



喫煙所  
Smoking area



(備考)  
火災予防条例で上記の図記号の使用が規定されている場所には、上記の図記号を使用する必要がある。

**1** 公共・一般施設 Public Facilities

推奨度  
B



チェックイン / 受付  
Check-in / Reception



忘れ物取扱所  
Lost and found



ホテル / 宿泊施設  
Hotel / Accommodation



きっぷうりば / 精算所  
Tickets / Fare adjustment



手荷物一時預かり所  
Baggage storage



コインロッカー  
Coin lockers



休憩所 / 待合室  
Lounge / Waiting room



ミーティングポイント  
Meeting point



銀行・両替  
Bank, money exchange  
[注2] (通貨記号差し替え可)



キャッシュサービス  
Cash service  
[注2] (通貨記号差し替え可)



海外発行カード対応ATM  
ATM for overseas cards  
[注2] (通貨記号差し替え可)



充電コーナー  
Charge point

**1** 公共・一般施設 Public Facilities

推奨度  
B



郵便  
Post



電話  
Telephone



無線LAN  
Wireless LAN



ファックス  
Fax



カート  
Cart



エレベーター  
Elevator



エスカレーター  
Escalator



階段  
Stairs



乳幼児用設備  
Nursery



子どもお手洗  
Children's toilet



おむつ交換台  
Diaper changing table

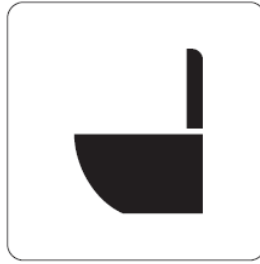


ベビーチェア  
Baby chair

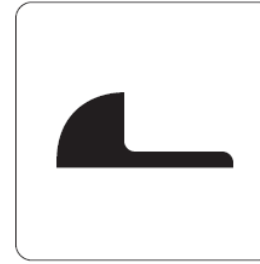
推奨度  
B



着替え台  
Changing board



洋風便器  
Sitting style toilet



和風便器  
Squatting style toilet



温水洗浄便座  
Spray seat



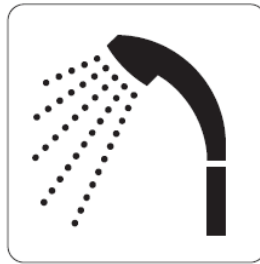
クローク  
Cloakroom



更衣室  
Dressing room



更衣室 (女性)  
Dressing room (women)



シャワー  
Shower



浴室  
Bath



水飲み場  
Water fountain



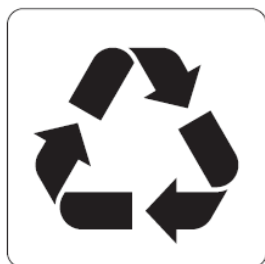
礼拝室  
Prayer room



くず入れ  
Trash box

**1** 公共・一般施設 Public Facilities

推奨度  
B



リサイクル品回収施設  
Collection facility for  
the recycling products

推奨度  
C



自動販売機  
Vending machine  
[注2] (通貨記号差し替え可)

推奨度  
B



航空機 / 空港  
Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅  
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港  
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート  
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば  
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば  
Taxi / Taxi stop



レンタカー  
Rent a car



一般車  
Car



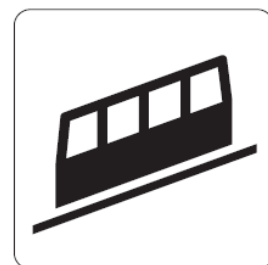
自転車  
Bicycle



レンタサイクル / シェアサイクル  
Rental bicycle / Bicycle sharing



ロープウェイ  
Cable car



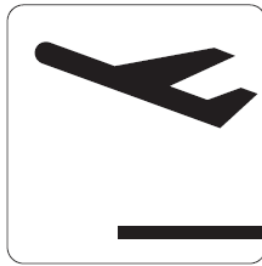
ケーブル鉄道  
Cable railway

**2** 交通施設 Transport Facilities

推奨度  
B



駐車場  
Parking



出発  
Departures



到着  
Arrivals



乗り継ぎ  
Connecting flights



手荷物受取所  
Baggage claim



税関 / 荷物検査  
Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 /  
検疫 / 書類審査  
Immigration /  
Quarantine / Inspection



駅事務室 / 駅係員  
Station office / Station staff



推奨度  
B



レストラン  
Restaurant



喫茶・軽食  
Coffee shop



バー  
Bar



ガソリンスタンド  
Gasoline station



会計  
Cashier  
[注2] (通貨記号差し替え可)

推奨度  
C



店舗 / 売店  
Shop



新聞・雑誌  
Newspapers, magazines



薬局  
Pharmacy



理容 / 美容  
Barber / Beauty salon



手荷物託配  
Baggage delivery service



コンビニエンスストア  
Convenience store

推奨度  
B



展望地 / 景勝地  
View point



陸上競技場  
Athletic stadium



サッカー競技場  
Football stadium



野球場  
Baseball stadium



テニスコート  
Tennis court



海水浴場 / プール  
Swimming place



スキー場  
Ski ground



キャンプ場  
Camp site



温泉  
Hot spring



イヤホンガイド  
Audio guide

4 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities

推奨度  
C



公園  
Park



博物館 / 美術館  
Museum



歴史的建造物  
Historical monument



応用例 1  
variant 1



応用例 2  
variant 2

参考



スポーツ活動  
Sporting activities

※3



腰掛け式リフト  
Chairlift

※3

推奨度  
A



消火器  
Fire extinguisher



非常電話  
Emergency telephone



非常ボタン  
Emergency call button



列車の非常停止ボタン  
Emergency train stop button



非常口  
Emergency exit

(備考)  
消防法に基づく告知  
(平成11年3月17日消防庁告示第2号)



広域避難場所  
Safety evacuation area

推奨度  
A



一般禁止  
General prohibition



禁煙  
No smoking



(備考)  
火災予防条例で上記の図記号の使用が規定されている場所には、上記の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁  
No open flame



進入禁止  
No entry



駐車禁止  
No parking



自転車乗り入れ禁止  
No bicycles



立入禁止  
No admittance



走るな / かけ込み禁止  
Do not rush



ホームドア：たてかけない  
Do not lean objects on the platform door  
[注1] (文字による補助表示が必要)



ホームドア：乗り出さない  
Do not lean over the platform door



さわるな  
Do not touch

6 禁止 Prohibition

推奨度  
A



捨てるな  
Do not throw rubbish



飲めない  
Not drinking water



携帯電話使用禁止  
Do not use mobile phones



電子機器使用禁止  
Do not use electronic devices  
[注1] (文字による補助表示が必要)



撮影禁止  
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止  
Do not take flash photographs



着席禁止  
Do not sit here

**6** 禁止 Prohibition

推奨度  
B



ベビーカー使用禁止  
Do not use prams / strollers  
[注1] (文字による補助表示が必要)



遊泳禁止  
No swimming



キャンプ禁止  
No camping

推奨度  
C



飲食禁止  
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止  
No uncaged animals

推奨度  
A

※6



一般注意  
General caution



障害物注意  
Caution, obstacles  
[注1] (文字による補助表示が必要)



上り段差注意  
Caution, uneven access /  
up



下り段差注意  
Caution, uneven access /  
down



滑面注意  
Caution, slippery surface



転落注意  
Caution, drop  
[注1] (文字による補助表示が必要)



天井に注意  
Caution, overhead



ホームドア：手を挟まないよう注意  
Caution, closing doors



感電注意  
Caution, electricity  
[注1] (文字による補助表示が必要)

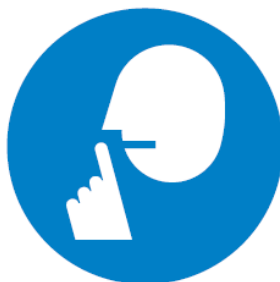


推奨度  
A

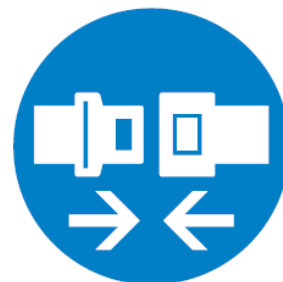


※6

一般指示  
General mandatory



静かに  
Quiet please



シートベルトを締める  
Fasten seat belt



左側にお立ちください  
Please stand on the left  
[注1] (文字による補助表示が必要)



応用例 (右側にお立ちください)  
variant (Please stand on the right)  
[注1] (文字による補助表示が必要)



距離を保ってください  
Keep your physical distance



マスクを着用してください  
Wear a facial mask



手を消毒してください  
Disinfect your hands



換気してください  
Please ventilate



(備考)  
換気している状況を示す場合「換気しています Optimum air ventilation」

8 指示 Mandatory

推奨度  
B



二列並び  
Line up in twos  
[注1] (文字による補助表示が必要)



応用例 1 (一列並び)  
variant 1 (Line up single file)  
[注1] (文字による補助表示が必要)



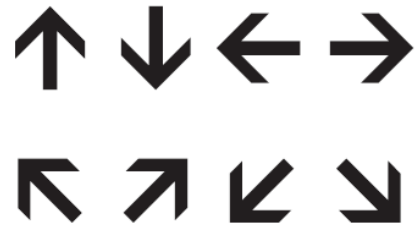
応用例 2 (三列並び)  
variant 2 (Line up in threes)  
[注1] (文字による補助表示が必要)



応用例 3 (四列並び)  
variant 3 (Line up in fours)  
[注1] (文字による補助表示が必要)



矢印  
Directional arrow



応用例  
variants

推奨度  
A



障害のある人が使える設備  
Accessible facility



スロープ  
Slope



オストメイト用設備 /  
オストメイト  
Facilities for Ostomy /  
Ostomate



コミュニケーション  
Communication in the  
specified language

(備考)  
言語(ENGLISH)は、他の言語及び国旗に  
差し替え可



コミュニケーション：筆談対応  
Communication : Writing



介助用ベッド  
Care bed



カームダウン・クールダウン  
Calm down, cool down

[注 1] (文字による補助表示をつける場合は  
「カームダウン・クールダウン」とする)  
(備考) 「この部屋は気持ちを静めるため  
の部屋です」など、運用に適した利用説  
明の表示をつけることが望ましい。



高齢者優先設備  
Priority facilities for  
elderly people



障害のある人・けが人優先設備  
Priority facilities for  
injured people



内部障害のある人優先設備  
Priority facilities for people with internal  
disabilities, heart pacer, etc.



乳幼児連れ優先設備  
Priority facilities for people accompanied  
with small children



妊産婦優先設備  
Priority facilities for  
expecting mothers

推奨度  
A



高齢者優先席  
Priority seats for  
elderly people



障害のある人・  
けが人優先席  
Priority seats for  
injured people



内部障害のある人優先席  
Priority seats for  
people with internal  
disabilities, heart pacemaker,  
etc.



乳幼児連れ優先席  
Priority seats for  
people accompanied  
with small children



妊産婦優先席  
Priority seats for  
expecting mothers

案内用図記号 追補 1 (平成 19 年 1 月 20 日)



洪水  
flood



堤防  
levee



避難所 (建物)  
safety evacuation shelter

案内用図記号 追補 2 (平成 21 年 3 月 20 日)



津波注意  
Warning;Tsunami hazard zone



津波避難場所  
Tsunami evacuation area



津波避難ビル  
Tsunami evacuation building

案内用図記号 追補 3 (平成 22 年 3 月 20 日)



※表示事項の変更  
「身障者用設備」  
⇒ 「障害のある人が使える設備 (Accessible facility)」



※表示事項の変更  
「車椅子スロープ」 ⇒ 「スロープ (Slope)」

案内用図記号 追補4 (平成26年7月22日)

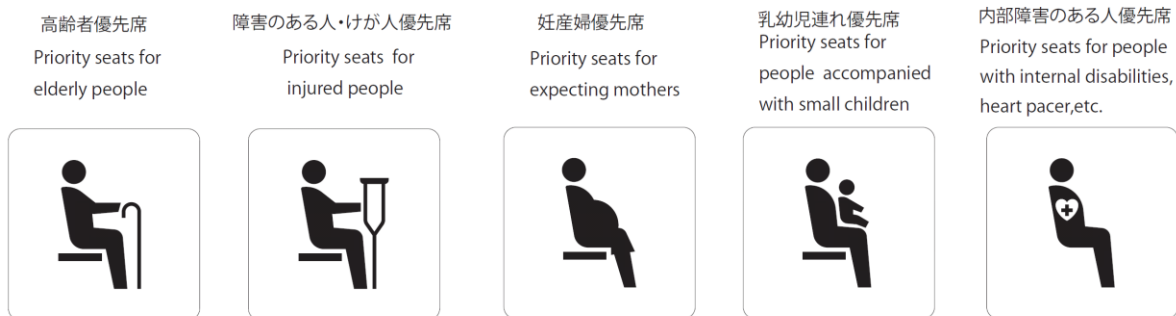
優先設備図記号 Symbols for priority facilities



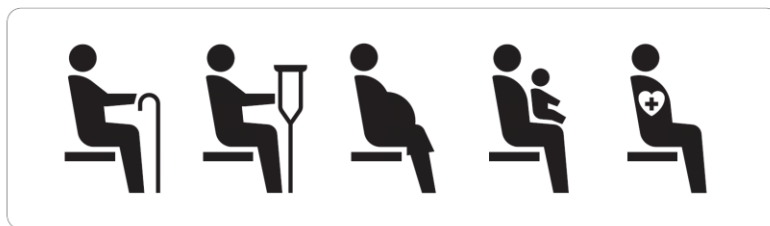
優先設備図記号の組み合わせ例 Basic composition of a signboard



優先席図記号 Symbols for priority seats



優先席図記号の組み合わせ例 Basic composition of a signboard



観光関連図記号 観光・文化・スポーツ施設図記号



コミュニケーション  
Communication in the specified language



靴を脱いでください  
Take off your shoes

※言語 (“ ENGLISH” の部分) は、他の言語及び国旗に変更することができる。

(2) ベビーカーマーク (平成 26 年 3 月 26 日 国土交通省公表)

案内図記号	禁止図記号 ※案内図記号と同一デザインを用いたもの
	

(3) 便房設備の表示例





出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル  
(平成26年9月、東京都福祉保健局)

(4) ベビーベッド、授乳室及びおむつ交換の表示例



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル  
(平成26年9月、東京都福祉保健局)

(5) 祈禱室及び充電コーナー（東京国際空港ターミナル株式会社の事例）

祈禱室	充電コーナー
	







## (6) 公共交通関係ピクトグラム

以下に公共交通関係のピクトグラムとして、「路線マーク」と「駅ナンバリング」を示します。





なお、路線マーク等の使用にあたっては、各鉄道事業者に対して、路線マークの掲載に関する事前の確認および調整が必要です。

### 1) 路線マーク

#### ①東京メトロ

銀座線	丸ノ内線	日比谷線	東西線	千代田線
				
有楽町線	半蔵門線	南北線	副都心線	
				



#### ②都営地下鉄

浅草線	三田線	新宿線	大江戸線
			

#### ③西武鉄道

西武池袋線・秩父線・ 有楽町線・豊島線・ 狭山線	西武山口線	西武新宿線・拝島線	西武国分寺線・ 西武園線
			
西武多摩湖線	西武多摩川線		
			

④京王電鉄

京王線	井の頭線
	

⑤小田急電鉄

小田急小田原線	小田急江ノ島線	小田急多摩線
		


⑥東京急行電鉄

東横線	目黒線	田園都市線	大井町線
			
池上線	東急多摩川線	世田谷線	こどもの国線
			

⑦京浜急行電鉄

京急本線


⑧ゆりかもめ





ゆりかもめ


## 2) 駅ナンバリング

### ①東京メトロ

銀座線	丸ノ内線	日比谷線	東西線	千代田線
				
有楽町線	半蔵門線	南北線	副都心線	
				

### ②都営地下鉄

浅草線	三田線	新宿線	大江戸線
			

### ③東武鉄道

東武スカイツリーライン・ 亀戸線・大師線	東武伊勢崎線・ 佐野線・小泉線・ 桐生線	東武日光線・ 宇都宮線・鬼怒川線
		
東武アーバンパークライン (野田線)	東武東上線・越生線	
		

#### ④西武鉄道

西武池袋線・秩父線・ 有楽町線・豊島線・ 狭山線	西武山口線	西武新宿線・拝島線	西武国分寺線・ 西武園線
			
西武多摩湖線	西武多摩川線		
			



#### ⑤京成電鉄

京成線


#### ⑥京王電鉄

京王線	井の頭線
	

#### ⑦小田急電鉄

小田急小田原線	小田急江ノ島線	小田急多摩線
		

⑧東京急行電鉄

東横線	目黒線	田園都市線	大井町線
			
池上線	東急多摩川線	世田谷線	こどもの国線
			

⑨京浜急行電鉄

京急本線


⑩ゆりかもめ





ゆりかもめ


3) モノレール (東京国際空港ターミナル株式会社の事例)





モノレール


#### 4) 空港行きの鉄道・バスに関するピクトグラムの掲出

空港行きの鉄道・バスを案内するサインについては、「鉄道／鉄道駅」、「バス／バスのりば」のピクトグラムと併せて「航空機／空港」のピクトグラムを掲出し、空港に行くことを直感的に理解できるようにすると効果的である。表示にあたっては、羽田・成田等の空港名を併記するなど、外国人旅行者が分かりやすいように留意する。

①「空港行きの鉄道」の表示例	②「空港行きのバス」の表示例
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">   <b>Haneda</b> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">   <b>NRT</b> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>

※「鉄道／鉄道駅」の標準案内用図記号は、路線マーク等での掲出も可。

羽田空港	成田空港
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">   <b>Haneda</b> </div> <div style="text-align: center;">   <b>H N D</b> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">   <b>Narita</b> </div> <div style="text-align: center;">   <b>NRT</b> </div> </div>

## (7) 東京都作成ピクトグラム及びマーク

### 1) 飲食店で使用するピクトグラム及びマーク

#### ① 食材ピクトグラム

##### ● 肉類

牛肉



豚肉



馬肉



羊肉



鶏肉



##### ● 魚貝類

魚類



あなご、うなぎ



貝類



えび



かに



たこ



いか



##### ● 野菜類

やまいも



まつたけ



きのこ類



にんにく類



根菜類



##### ● 果物

オレンジ



キウイフルーツ



りんご



バナナ



もも



##### ● 乳製品・卵

乳製品



卵



##### ● ナッツ類

落花生



カシューナッツ



クルミ



アーモンド



##### ● その他

小麦



そば



ごま



大豆



酒類



ゼラチン



はちみつ



##### ○ 生もの



## ②多言語メニュー

(飲食店の店頭等において、多言語メニューがあることを示すマーク)

4言語【英語、中国語(簡・繁)、韓国語】	英語のみ
	

## ③使用食材表示

(飲食店の店頭等において、メニューに使用食材の表示があることを示すマーク)





## 2) 案内地図サイン、誘導サイン等に掲載するピクトグラム

### ①防災船着場

